

平成二十一年法律第五十九号

資金決済に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第二条の二）	前払式支払手段
第二章 前払式支払手段	自家型発行者（第五条・第六条）
第一節 総則（第三条・第四条）	第三者型発行者（第七条—第十二条）
第二節 自家型発行者（第五条・第六条）	業務（第十三条—第二十一条の三）
第三節 第三者型発行者（第七条—第十二条）	監督（第二十二条—第二十九条）
第四節 業務（第十三条—第二十一条の三）	第六節 雑則（第二十九条の二—第三十六条）
第五節 監督（第二十二条—第二十九条）	第三章 資金移動
第六節 雑則（第二十九条の二—第三十六条）	第一節 総則（第三十六条の二—第四十二条）
	第二節 業務（第四十三条—第五十一条の四）
	第三節 監督（第五十二条—第五十八条）
	第四節 雑則（第五十八条の二—第六十二条の二）
	第三章の二 電子決済手段等
	第一節 総則（第六十二条の三—第六十二条の九）
	第二節 業務（第六十二条の十一—第六十二条の十七）
	第三節 監督（第六十二条の十八—第六十二条の二十四）
	第四節 雑則（第六十二条の二十五—第六十二条の二十四）
	第三章の三 暗号資産
	第一節 総則（第六十三条の八—第六十三条の十二）
	第二節 監督（第六十三条の十三—第六十三条の十九）
	第四節 雜則（第六十三条の十九の二—第六十三条の二十二）
	第四章 為替取引分析
	第一節 業務（第六十三条の二十三—第六十三条の二十六）
	第二節 監督（第六十三条の二十七—第六十三条の三十一）
	第四節 雜則（第六十三条の三十八—第六十三条の四十二）
	第四章の二 資金清算
	第一節 総則（第六十四条—第六十八条）
	第二節 業務（第六十九条—第七十五条）
	第三節 監督（第七十六条—第八十二条）
	第四節 雜則（第八十三条—第八十六条）
	第五章 認定資金決済事業者協会（第八十七条—第九十八条）
	第六章 指定紛争解決機関（第九十九条—第一百一条）
	第七章 雜則（第一百二条—第一百六条）
	第八章 罰則（第一百七条—第一百十八条）
	附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引、電子決済手段の交換等、暗号資産の交換等、為替取引に関する分析及び銀行等の間

で生じた為替取引に係る債権債務の清算について、登録その他の必要な措置を講じ、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「資金移動業者」とは、第三条第六項に規定する自家型発行者及び同条第七項に規定する第三者型発行者をいう。

この法律において「外国资金移動業者」とは、第三十七条の登録により当該外国において第三十七条の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて為替取引を業として営む者をいう。

この法律において「電子決済手段」とは、次に掲げるものをいう。

一 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対しても使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権、第三条第一項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で定めるもの（流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を除く。次号において同じ。）であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（第三号に掲げるものに該当するものを除く。）

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（次号に掲げるものに該当するものを除く。）

三 特定信託受益権

四 前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

この法律において「物品等」とは、物品その他の財産的価値（本邦通貨及び外国通貨を除く。）をいう。

この法律において「通貨建資産」とは、本邦通貨若しくは外国通貨をもつて表示され、又は本邦通貨若しくは外國通貨をもつて債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの（以下この項において「債務の履行等」という。）が行われることとされている資産をいう。この場合において、通貨建資産をもつて債務の履行等が行われることとされている資産は、通貨建資産とみなす。

この法律において「有価証券」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（電子記録債権法第二条第一項に規定する電子記録債権に該当するものを除く。）をいう。

この法律において「特定信託受益権」とは、金銭信託の受益権（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示される場合に限る。）であつて、受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を預貯金により管理するものであることその他の内閣府令で定める要件を満たすものをいう。

この法律において「電子決済手段等取引業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「電子決済手段の交換等」とは、第一号又は第二号に掲げる行為をいい、「電子決済手段の管理」とは、第三号に掲げる行為をいう。

一 電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換

二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理

三 他人のために電子決済手段の管理をすること（その内容等を勘案し、利用者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）

四 資金移動業者の委託を受けて、当該資金移動業者に代わって利用者（当該資金移動業者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結している者に限る。）

との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させ、又は減少させること。

イ、当該契約に基づき資金を移動させ、当該資金の額に相当する為替取引に関する債務に係る債権の額を減少させること。

□ 為替取引により受け取った資金の額に相当する為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させること。

この法律において「電子決済手段関連業務」とは、電子決済手段の交換等又は電子決済手段の管理をいう。

。この法律において「電子決済手段等取引業者」とは、第六十二条の三の登録を受けた者をい

この法律において「外国電子決済手段等取引業者」とは、この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において第六十二条の三の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行

（改処分を含む。）を受けて電子決済手段等取引業を行う者又は当該外国の法令に準拠して第十項第四号に掲げる行為を業として行う者をいう。

この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。ただし、金融商品取引法第二十一条の二第一項第八号に規定する権利を表示するものを除く。

物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のため不特定の者に対するものとして、かつ、不特定の者を相手方として書立又び

売却を行うことができる財産の価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている情報をもつた物）について、原則として販売する場合、通常は、買主が該当する限り、本邦貨幣及び外国通貨、通貨建資産並びに電子式決済手段（通貨建資産に該当する

とができるもの
一不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値で
つて、専て青銅・銀・銀色の多云々（シロ・シロ・シロ）

この法律において「暗号資産交換業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことを

第一号又は第一号に掲げる行為をいい、「暗号資産の管理」とは、「暗号資産の交換等」とは、第四号に掲げる行為をいう。

暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換
前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理

その行為に關して、利用者の金錢の管理をすること。

別の規定のある場合を除く。)。
この法律において「暗号資産交換業者」とは、第六十三条の二の登録を受けた者をいう。

この法律において「外国暗号資産交換業者」とは、この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において第六十三条の二の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分

（銀行等その他の政令で定める複数の金融機関等）を受けて暗号資産交換業を行う者をいう。この法律において「為替取引分析業」とは、複数の金融機関等（銀行等その他の政令で定める複数の金融機関等）を受けて暗号資産交換業を行う者をいう。

をいう。以下同じ。)の委託を受けて、当該金融機関等の行う為替取引(これに準ずるものとして主務省令で定めるものを含む。以下この項及び第四章において同じ。)に関して、次に掲げる

行為のいずれかを業として行うことをいう。

（同法第十七条の三その他の政令で定める規定において準用する場合を含む。）に掲げる支払等（同法第八条に規定する支払等をいう。）に係る為替取引に該当するかどうかを分断し、その結果

果を当該金融機関等に通知すること。

一 当該為替取引が国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第九条に規定する財産東

三	結等対象者その他これに準ずる者として主務省令で定める者に係る為替取引に該当するかどうかを分析し、その結果を当該金融機関等に通知すること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132

- 十一 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行ふ漁業協同組合
- 十二 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会
- 十三 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合
- 十四 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会
- 十五 農林中央金庫
- 十六 株式会社商工組合中央金庫
- 三十 申立てで、更生手続開始の申立て、再生手続開始の申立て又は外國倒産処理手続の承認の申立て立て、再生手続開始の申立てを含む。）をいう。
- 三十一 この法律において「破産手続開始の申立て等」とは、破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て、外國の法令上これらに相当する申立てを含む。）をいう。
- 三十二 この法律において「銀行法等」とは、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十九号）、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）、中小企業等協同組合法、水協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第二百八十三号）、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）又は株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）をいう。
- 三十三 第二条の二 金銭債権を有する者（以下この条において「受取人」という。）からの委託、受取人からの金銭債権の譲受けその他これらに類する方法により、当該金銭債権に係る債務者又は当該債務者からの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）その他これに類する方法により支払を行う者から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人に当該資金を移動させる行為（当該資金を当該受取人に交付することにより移動させる行為を除く。）であつて、受取人が個人（事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。）であることその他の内閣府令で定める要件を満たすものは、為替取引に該当するものとする。
- 三十四 第二章 前払式支払手段
- 三十五 第一節 総則
- 三十六 第三条（定義） この章において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 証票、電子機器その他の物（以下この章において「証票等」という。）に記載され、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法）その他の人の知覚によつて認識することができない方法を用いる。以下この項において同じ。）により記録される金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第三項において同じ。）に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証票等に記録される金額に応ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものとみる。）であつて、その発行する者は当該発行する者が指定する者（次号において「発行者等」といいう。）から物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代價の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるものとみる。）から物品等を購入し、記号その他の符号（電磁的方法により記録される物品等又は役務の数量に応ずる対価を得て当該数量の記録の加算が行われるものとみる。）であつて、発行者等に対して、提示、交付、通知その他の方法により、当該物品等の給付又は当該役務の提供を請求することができるものとみる。）
- 二 証票等に記載され、又は電磁的方法により記録される物品等又は役務の数量に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証票等に記録される物品等又は役務の数量に応ずる対価を得て当該数量の記録の加算が行われるものとみる。）であつて、発行者等に対して、提示、交付、通知その他の方法により、当該物品等の給付又は当該役務の提供を請求することができるものとみる。）
- 三十七 二の前項第一号の前払式支払手段を発行する者が毎年三月三十一日及び九月三十日（以下この章において「基準日」という。）までに発行した全ての前払式支払手段の当該基準日における未使用残高（次の各号に掲げる前払式支払手段の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）の合計額として内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。
- 三十八 一の前項第一号の前払式支払手段を当該基準日において代價の弁済に充てることができる金額を定めることとする。前項第一号の前払式支払手段は、前項第一号の前払式支払手段等又は役務の数量を内閣府令で定めるところにより金銭に換算した金額

- 三十九 三の章において「支払可能金額等」とは、第一項第一号の前払式支払手段にあつてはその発行された時において代價の弁済に充てができる金額をいい、同項第二号の前払式支払手段にあつてはその発行された時において給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量をいう。
- 四十 四の章において「自家型前払式支払手段」とは、前払式支払手段を発行する者（当該発行する者と政令で定める密接な関係を有する者（次条第五号及び第三十二条において「密接関係者」という。）を含む。以下この項において同じ。）から物品等の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合に限り、これらの代價の弁済のために使用することができる前払式支払手段又は前払式支払手段を発行する者に対するのみ、物品等の給付若しくは役務の提供を請求することができる前払式支払手段をいう。
- 四十一 五の章において「第三者型前払式支払手段」とは、自家型前払式支払手段以外の前払式支払手段をいう。
- 四十二 六の章において「自家型前払式支払手段」とは、第五条第一項の届出書を提出した者（第三十三条第一項の規定による発行の業務の全部の廃止の届出をした者であつて、第二十条第一項の規定による払戻しを完了した者を除く。）をいう。
- 四十三 七の章において「第三者型発行者」とは、第七条の登録を受けた法人をいう。
- 四十四 八の章において「高額電子移転可能型前払式支払手段」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 九の章において「第三者型前払式支払手段」のうち、その未使用残高（第一項第一号の前払式支払手段にあつては代價の弁済に充てができる金額をいい、同項第二号の前払式支払手段にあつては給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量を内閣府令で定めるところにより金銭に換算した金額をいう。以下この号及び次項並びに第十一条の二第一項第一号において同じ。）が前払式支払手段記録口座に記録されるものであつて、電子情報処理組織を用いて移転をすることができるもの（移転が可能な一件当たりの未使用残高の額又は移転が可能な一定の期間内の未使用残高の総額が高額であることその他の前払式支払手段の利用者の保護に欠け、又は前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める要件を満たすものに限る。）
- 二 一二の章において「前払式支払手段記録口座」とは、前払式支払手段発行者が自ら発行した前払式支払手段ごとにその内容の記録を行う口座（当該口座に記録される未使用残高の上限額が高額として内閣府令で定める額を超えるものであることその他の内閣府令で定める要件を満たすものに限る。）をいう。
- 三四 一〇の章において「基準期間」とは、基準日の翌日から次の基準日までの期間をいう。（適用除外）
- 四十五 第四条 次に掲げる前払式支払手段については、この章の規定は、適用しない。
- 一 乗車券、入場券その他これらに準ずるものであつて、政令で定めるもの
- 二 一二の章において「前払式支払手段」の規定は、適用しない。
- 三 一二の章において「前払式支払手段」の規定は、適用しない。
- 四 一二の章において「前払式支払手段」の規定は、適用しない。
- 五 一二の章において「前払式支払手段」の規定は、適用しない。
- 六 一二の章において「前払式支払手段」の規定は、適用しない。

- 七　その利用者のために商行為となる取引においてのみ使用することとされている前払式支払手段
- ## 第二節　自家型発行者
- (自家型発行者の届出)
- 第五条** 前払式支払手段を発行する法人（人格のない社団又は財団であつて代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）又は個人のうち、自家型前払式支払手段のみを発行する者は、基準日においてその自家型前払式支払手段の基準日未使用残高がその発行を開始してから最初に基準額（第十四条第一項に規定する基準額をいう。）を超えることとなつたときは、内閣府令で定めることにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。自家型前払式支払手段の発行の業務の全部を廃止した後再びその発行を開始したときも、同様とする。
- 一　氏名、商号又は名称及び住所
- 二　法人にあつては、資本金又は出資の額
- 三　前払式支払手段の発行の業務に係る営業所又は事務所の名称及び所在地
- 四　法人（人格のない社団又は財団であつて代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、その代表者又は管理人の氏名
- 五　当該基準日における基準日未使用残高
- 六　前払式支払手段の種類、名称及び支払可能金額等
- 七　物品等の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられているときは、当該期間又は期限
- 八　前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法
- 九　前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所
- 十　前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先
- 十一　その他内閣府令で定める事項
- 十二　前項の届出書には、財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
- 十三　自家型発行者は、第一項各号（第五号を除く。）に掲げる事項のいずれかに変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。（自家型発行者名簿）
- 第六条** 内閣総理大臣は、自家型発行者について、自家型発行者名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。
- ## 第三節　第三者型発行者
- (第三者型発行者の登録)
- 第七条** 第三者型前払式支払手段の発行の業務は、内閣総理大臣の登録を受けた法人でなければ、行つてはならない。（登録の申請）
- 第八条** 前条の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 一　商号又は名称及び住所
- 二　資本金又は出資の額
- 三　前払式支払手段の発行の業務に係る営業所又は事務所の名称及び所在地
- 四　役員の氏名又は名称
- 五　前払式支払手段の種類、名称及び支払可能金額等
- 六　物品等の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられているときは、当該期間又は期限

- 七　この法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。次号ニにおいて同じ。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない法人
- 八　この法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。次号ニにおいて同じ。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない法人
- ## 第九条
- 前条第一項各号に掲げる事項
- 一　前条第一項各号に掲げる事項
- 二　登録年月日及び登録番号
- 三　内閣総理大臣は、第三者型発行者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 四　内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
- 五　内閣総理大臣は、第三者型発行者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 六　内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
- 七　法人でないもの（外国の法令に準拠して設立された法人で国内に営業所又は事務所を有しないものを含む。）
- 八　純資産額が、発行する前払式支払手段の利用が可能な地域の範囲その他の事情に照らして政令で定める金額以上である法人
- 九　當利を目的としない法人で政令で定めるもの
- 十　前払式支払手段により購入若しくは借受けを行い、若しくは給付を受けることができる物品等又は提供を受けることができる役務が、公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるものでないことを確保するために必要な措置を講じていない法人
- 十一　加盟店（前払式支払手段により購入若しくは借受けを行い、若しくは給付を受けることができる物品等の販売者若しくは貸出し又は提供を受けることができる役務の提供者をいう。第三十二条において同じ。）に対する支払を適切に行うために必要な体制の整備が行われていない法人
- 十二　この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人
- 十三　他の第三者型発行者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他の第三者型発行者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとする法人
- 十四　第二十七条第一項若しくは第二項の規定により第七条の登録を取り消され、又はこの法律（この章の規定及び当該規定に係る第八章の規定に限る。以下この項において同じ。）に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。第九号ホにおいて同じ。）を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない法人
- 十五　この法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。次号ニにおいて同じ。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない法人
- 十六　役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

(供託命令)

第十七条 内閣総理大臣は、前払式支払手段の利用者の利益の保護のために必要があると認めるときは、発行保証金保全契約若しくは発行保証金信託契約を締結した前払式支払手段発行者又はこれらとの契約の相手方に對し、保全金額又は信託財産を換価した額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

(発行保証金の取戻し等)

第十八条 発行保証金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

一 基準日未使用残高が基準額以下であるとき。

二 発行保証金の額が要供託額を超えるとき。

三 第三十一条第一項の権利の実行の手続が終了したとき。

四 前三号に掲げるもののほか、前払式支払手段の利用者の利益の保護に支障がない場合として政令で定める場合

(発行保証金の保管替えその他の手続)

第十九条 この節に規定するもののほか、前払式支払手段発行者の主たる営業所又は事務所の所在地の変更に伴う発行保証金の保管替えその他発行保証金の供託に關し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。

(保有者に対する前払式支払手段の払戻し)

第二十条 前払式支払手段発行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前払式支払手段の保有者に、当該前払式支払手段の残高として内閣府令で定める額を払い戻さなければならない。

一 前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合(相続又は事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の事由により当該業務の承継が行われた場合を除く。)

二 当該前払式支払手段発行者が第三者型発行者である場合において、第二十七条第一項又は第三項の規定により第七条の登録を取り消されたとき。

三 その他内閣府令で定める場合

一 前払式支払手段発行者は、前項の規定により払戻しをしようとする場合には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を公告するとともに、当該事項に関する情報を当該払戻しに係る前払式支払手段の保有者に提供しなければならない。

二 当該前払式支払手段発行者が第一項又は第三項の規定により第七条の登録を取り消されたとき。

三 その他内閣府令で定める旨

二 当該払戻しに係る前払式支払手段の保有者は、六十日を下らない一定の期間内に債権の申出をすべきこと。

三 前号の期間内に債権の申出をしない前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続から除外されるべきこと。

四 その他内閣府令で定める事項

3 会社法(平成十七年法律第八十六号)第九百四十条第一項(第三号に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、前払式支払手段発行者(会社に限る。)が電子公告(同法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。次項において同じ。)により前項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 会社法第九百四十四条第一項(第三号に係る部分に限る。)及び第三項、第九百四十四条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十五条並びに第九百五十五条の規定は、前払式支払手段発行者(外国会社に限る。)が電子公告により第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 前払式支払手段発行者は、第一項各号に掲げる場合を除き、その発行する前払式支払手段について、保有者に払戻しをしてはならない。ただし、払戻金額が少額である場合その他の前払式支払手段の発行の業務の健全な運営に支障が生ずるおそれがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(情報の安全管理)

第二十一条 前払式支払手段発行者は、内閣府令で定めるところにより、その発行の業務に係る情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委託先に対する指導)

第二十二条の二 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者に委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(苦情処理に関する措置)

第二十三条の三 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

第五節 監督

(帳簿書類)

第二十二条 前払式支払手段発行者は、内閣府令で定めるところにより、その前払式支払手段の発行の業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(報告書)

第二十三条 前払式支払手段発行者は、基準日ごとに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した前払式支払手段の発行の業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 当該基準日を含む基準期間において発行した前払式支払手段の発行額

二 当該基準日における前払式支払手段の基準日未使用残高

三 当該基準日未使用残高に係る発行保証金の額

四 その他内閣府令で定める事項

2 前項の報告書には、財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 自家型発行者については、基準日未使用残高が基準額以下となつた基準日の翌日から当該基準日以後の基準日であつて再び基準日未使用残高が基準額を超えることとなつた基準日の前日までの間の基準日については、第一項の規定は、適用しない。

(立入検査等)

第二十四条 内閣総理大臣は、前払式支払手段発行者の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該前払式支払手段発行者に対し当該前払式支払手段発行者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該前払式支払手段発行者の営業所、事務所その他の施設に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前払式支払手段発行者の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該前払式支払手段発行者から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下この条及び第三十二条において同じ。)に対し当該前払式支払手段発行者の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該前払式支払手段発行者から業務の委託を受けた者の施設に立ち入りさせ、当該前払式支払手段発行者の業務若しくは財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の前払式支払手段発行者から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。

(業務改善命令)

第二十五条 内閣総理大臣は、前払式支払手段発行者の前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該前払式支払手段発行者に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

(自家型発行者に対する業務停止命令)

第二十六条 内閣総理大臣は、自家型発行者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めてその発行の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二 その発行する前払式支払手段に係る第三十一条第一項の権利の実行が行われるおそれがある場合において、当該前払式支払手段の利用者の被害の拡大を防止することが必要であると認められるとき。

(第三者型発行者に対する登録の取消し等)

第二十七条 内閣総理大臣は、第三者型発行者が次の各号のいずれかに該当するときは、第七条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその第三者型前払式支払手段の発行の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条第一項各号に該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第七条の登録を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

四 その発行する前払式支払手段に係る第三十一条第一項の権利の実行が行われるおそれがある場合において、当該前払式支払手段の利用者の被害の拡大を防止することが必要であると認められるとき。

内閣総理大臣は、第三者型発行者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は第三者型発行者を代表する役員の所在を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該第三者型発行者から申出がないときは、当該第三者型発行者の第七条の登録を取り消すことができる。

3 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、(登録の抹消)

第二十八条 内閣総理大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により第七条の登録を取り消したとき、又は第三十三条第二項の規定により第七条の登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならない。(監督処分の公告)

第二十九条 内閣総理大臣は、第二十六条又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第六節 雜則

(基準日に係る特例)

第二十九条の二 前払式支払手段発行者が、内閣府令で定めるところにより、この項の規定の適用を受けようとする旨その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出した場合には、当該届出書を提出した日後における当該前払式支払手段発行者についての第三条第二項の規定の適用については、同項中「及び九月三十日」とあるのは、「六月三十日、九月三十日及び十二月三十一日」として、この章の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項の規定の適用を受けている前払式支払手段発行者が、内閣府令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けることをやめようとする旨その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出した場合には、当該前払式支払手段発行者については、当該届出書を提出した日(当該提出した日の属する基準期間が特例基準日(毎年六月三十日及び十二月三十一日をいう。)の翌日から次の通常基準日(毎年三月三十一日及び九月三十日をいう。以下この項において同じ。)までの期間である場合にあつては、当該通常基準日。以下この項において同じ。)後は、前項の規定は、適用しない。ただし、当該前払式支払手段発行者が、当該提出した日後新たに同項の届出書を提出したときは、この限りでない。

3 第一項の規定の適用を受けている前払式支払手段発行者は、同項の届出書を提出した日から起算して政令で定める期間を経過した日以後でなければ、前項本文の届出書を提出することができない。

4 第二項本文の届出書を提出した前払式支払手段発行者は、当該届出書を提出した日から起算して政令で定める期間を経過した日以後でなければ、第一項の届出書を提出することができない。

(自家型前払式支払手段の発行の業務の承継に係る特例)

第三十条 前払式支払手段発行者以外の者が相続又は事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の事由により前払式支払手段発行者から自家型前払式支払手段の発行の業務を承継した場合(第三者型前払式支払手段の発行の業務を承継した場合を除く。)において、当該業務の承継に係る自家型前払式支払手段の承継が行われた日の直前の基準日未使用残高が基準額を超えるときは、当該前払式支払手段発行者以外の者を当該自家型前払式支払手段を発行する自家型発行者とみなして、この法律(第五条を除く。)の規定を適用する。

2 前項の規定により自家型発行者とみなされた者は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 自家型前払式支払手段の発行の業務を承継した旨

二 第五条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

三 自家型前払式支払手段の承継が行われた日の直前の基準日未使用残高

四 承継した自家型前払式支払手段に係る第五条第一項第六号から第十一号までに掲げる事項

5 第一項の規定により自家型発行者とみなされた者は、第二項第二号又は第四号に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(発行保証金の還付)

6 第一項の規定により自家型発行者とみなされた者は、第二項第二号又は第四号に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前払式支払手段の保有者の利益の保護を図るために必要があると認めるときは、前項の権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内に内閣総理大臣に債権の申出をすべきこと及びその期間内に債権の申出をしないときは当該公示に係る発行保証金についての権利の実行の手続から除外されなければならない。

3 前項の届出書には、財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

第三十一条 前払式支払手段の保有者は、前払式支払手段に係る債権に関し、当該前払式支払手段に係る発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

2 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前払式支払手段の保有者の利益の保護を図るために必要があると認めるときは、前項の権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内に内閣総理大臣に債権の申出をすべきこと及びその期間内に債権の申出をしないときは当該公示に係る発行保証金についての権利の実行の手続から除外されなければならない。

1 前項の権利の実行の申立てがあつたとき。

2 前払式支払手段発行者について破産手続開始の申立て等が行われたとき。

3 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、第一項の権利の実行に関する事務を銀行等の他の政令で定める者(次項及び第五項において「権利実行事務代行者」という。)に委託することができます。

4 権利実行事務代行者は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定により委託を受けた業務を行なうことができる。

5 第三項の規定により業務の委託を受けた権利実行事務代行者又はその役員若しくは職員であつて当該委託を受けた業務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

6 第二項から前項までに規定するものほか、第一項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。

(発行保証金の還付への協力)

第三十二条 前払式支払手段発行者から発行の業務の委託を受けた者、密接関係者、加盟店その他の当該前払式支払手段発行者の関係者は、当該前払式支払手段発行者が発行した前払式支払手段に係る前項の権利の実行に關し内閣総理大臣から必要な協力を求められた場合には、これに応するよう努めるものとする。

7 第三十三条 前払式支払手段発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日か

ら五年を経過しない法人

十 他に行う事業が公益に反すると認められる法人

十一 取締役、監査役若しくは執行役又は会計参与(外国資金移動業者にあっては、外国の法令

上これらに相当する者又は国内における代表者とする。以下この章において「取締役等」とい

う。)のうちに次のいずれかに該当する者(法人)

イ 心身の故障のため資金移動業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府

令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

ハ 拘禁刑以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執

行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 この法律、銀行法等、金融機関の信託業務の兼當等に関する法律、出資の受入れ、預り金

及び金利等の取締りに関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成

三年法律第七十七号)若しくは信託業法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、

罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わ

り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

本 資金移動業者が第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消

された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けた

いる同種類の登録(当該登録に類するその他の行政処分を含む。)を取り消された場合にお

いて、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役等であった者で、当該取消しの日か

ら五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者

二 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、そ

の旨を登録申請者に通知しなければならない。

(業務実施計画の認可)

第四十条の二 資金移動業者は、第一種資金移動業を営もうとするときは、次に掲げる事項を記載

した業務実施計画を定め、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。その変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

一 為替取引により移動させる資金の額の上限額を定める場合にあつては、当該上限額

二 為替取引を行なうために使用する電子情報処理組織の管理の方法

三 その他内閣府令で定める事項

2 資金移動業者は、前項に規定する内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その

一 為替取引を行なうために使用する電子情報処理組織の管理の方法

二 為替取引を行なうために使用する電子情報処理組織の管理の方法

三 その他内閣府令で定める事項

2 資金移動業者は、前項に規定する内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その

一 為替取引を行なうために使用する電子情報処理組織の管理の方法

二 為替取引を行なうために使用する電子情報処理組織の管理の方法

三 その他内閣府令で定める事項

2 第三十八条から第四十条までの規定は、前項の変更登録について準用する。この場合におい

て、第三十八条第一項第七号に掲げる事項の変更(新たな種別の資金移動業者を営むことによるものに限る。)をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けることができる。

(変更登録等)

第四十一条 資金移動業者は、第三十八条第一項第七号に掲げる事項の変更(新たな種別の資金移動業者を営むことによるものに限る。)をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けることができる。

2 第三十八条から第四十条までの規定は、前項の変更登録について準用する。この場合におい

て、第三十八条第一項中「次に掲げる」とあるのは「変更に係る」と、同条第二項中「第四十条第一項各号」とあるのは「第四十条第一項各号(第一号、第二号及び第六号から第十一号までを除く。)」と、第三十九条第一項中「次に掲げる」とあるのは「変更に係る」と、第四十条第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第一号、第二号及び第六号から第十一号までを除く。)」と読み替えるものとする。

3 資金移動業者は、第三十八条第一項第八号に掲げる事項の変更のうち資金移動業の利用者の保護に欠け、又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが大きいものとして内閣

府令で定める変更(次項において「特定業務内容等の変更」という。)をしようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 資金移動業者は、第三十八条第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更(特定業務内容等の変更を除き、同項第七号に掲げる事項の変更にあつては、一の種別の資金移動業の全部を廃止したことによるものに限る。)があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 内閣総理大臣は、前二項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を資金移動業者登録簿に登録しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第四十二条 資金移動業者は、自己の名義をもって、他人に資金移動業を営ませてはならない。

第二節 業務

(履行保証金の供託)

第四十三条 資金移動業者は、次の各号に掲げる資金移動業の種別に応じ、当該各号に定めるところにより、資金移動業の種別ごとに履行保証金をその本店(外国資金移動業者である資金移動業者にあっては、国内における主たる営業所。第四十八条において同じ。)の最寄りの供託所に供託しなければならない。

一 第一種資金移動業 各営業日における第一種資金移動業に係る要履行保証額以上の額に相当する額の履行保証金を、当該各営業日から一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業者が定める期間内に供託すること。

二 第二種資金移動業又は第三種資金移動業 一週間以内で資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間ごとに、当該期間における第二種資金移動業又は第三種資金移動業に係る要履行保証額の最高額以上の額に相当する額の履行保証金を、当該期間の末日(第四十五条の二第四項及び第五項並びに第四十七条第一号において「基準日」という。)から一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間内に供託すること。

三 第四種資金移動業 前項各号の「要履行保証額」とは、資金移動業の種別ごとの各営業日における未達債務の額(資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務の額であつて内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。以下この章において同じ。)と第五十九条第一項の権利の実行の手続に關する費用の額として内閣府令で定めるところにより算出した額の合計額(第四十五条の二第一項の規定の適用を受けている資金移動業者が當む第三種資金移動業にあつては、第三種資金移動業に係る各営業日における未達債務の額から当該各営業日における未達債務の額に同項に規定する預貯金等管理割合を乗じて得た額を控除した額と第五十九条第一項の権利の実行の手続に関する費用の額として内閣府令で定めるところにより算出した額の合計額)をいう。ただし、当該合計額が小規模な資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務の履行を確保するために必要な額として政令で定める額以下である場合には、当該政令で定める額とする。

四 履行保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める債券(社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。第四十五条第三項において同じ。)をもつてこれに充てができる。この場合において、当該債券の評価額は、内閣府令で定めることによる。

(履行保証金保全契約)

第四十四条 資金移動業者は、政令で定めるところにより、その當む資金移動業の種別ごとに履行

保証金保全契約(政令で定める要件を満たす銀行等その他政令で定める者が資金移動業者そのため

に内閣総理大臣の命令に応じて履行保証金を供託する旨の契約をいう。以下この章において同じ。)

を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該履行保証金保全契約の効力の存続する間、保全金額(当該履行保証金保全契約において供託されることとなつてゐる金額をいう。以下この章において同じ。)につき、当該種別の資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

(履行保証金信託契約)

第四十五条 資金移動業者は、信託会社等との間で、その営む資金移動業の種別ごとに履行保証金信託契約（当該信託会社等が内閣総理大臣の命令に応じて信託財産を履行保証金の供託に充てることを信託の目的として当該信託財産の管理その他の当該目的の達成のために必要な行為をする旨の信託契約をいう。以下この章において同じ。）を締結し、その旨を内閣総理大臣に届けたときは、当該履行保証金信託契約に基づき信託財産が信託されている間、当該信託財産の額につき、当該種別の資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

2 履行保証金信託契約は、次に掲げる事項をその内容とするものでなければならない。

一 履行保証金信託契約を締結する資金移動業者が行う為替取引（当該履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業に係るものに限る。）の利用者を受益者とすること。

二 受益者代理人を置いていること。

三 内閣総理大臣の命令に応じて、信託会社等が信託財産を換価し、供託をすること。

四 その他内閣府令で定める事項

3 履行保証金信託契約に基づき信託される信託財産の種類は、金銭若しくは預貯金（内閣府令で定めるものに限る。）又は国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める債券に限るものとする。この場合において、当該債券の評価額は、内閣府令で定めるところによる。

（預貯金等による管理）

第四十五条の二 資金移動業者（第三種資金移動業を営む者に限る。）は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出したときは、第一号に掲げる日以後、第三種資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。この場合において、当該資金移動業者は、第三種資金移動業に係る各営業日における未達債務の額に第二号に掲げる割合（当該割合を変更したときは、その変更後のもの。以下この条及び第五十九条第一項において「預貯金等管理割合」という。）を乗じて得た額以上の額に相当する額の金銭を第一号に規定する預貯金等管理方法により管理しなければならない。

一 第三種資金移動業に係る各営業日における未達債務の額又は一部に相当する額の金銭を、銀行等に対する預貯金（この項の規定により管理しなければならないものとされている金銭であることがその預貯金口座の名義により明らかなものに限る。）により管理する方法その他の内閣府令で定める方法（以下この条及び第五十三条第二項第一号において「預貯金等管理方法」という。）により管理することを開始する日

二 第三種資金移動業に係る未達債務の額のうち預貯金等管理方法により管理する額の当該未達債務の額に対する割合

三 その他内閣府令で定める事項

2 前項の規定の適用を受けている資金移動業者は、預貯金等管理方法による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期に、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査を受けなければならない。

3 第一項の規定の適用を受けている資金移動業者は、預貯金等管理割合その他の内閣府令で定める事項の変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該変更を行う日その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 預貯金等管理割合を引き下げる変更は、前項の届出書に記載された当該変更を行う日における場合に限り、行うことができる。

5 第一項の規定の適用を受けている資金移動業者は、内閣府令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けることをやめる日（以下この項において「預貯金等管理終了日」という。）その場合に限り、行うことができる。

他内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出して、第一項の規定の適用を受けることをやめることができる。ただし、預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び前条第一項に規定する信託財産の額の合計額が、当該預貯金等管理終了日の直前の基準日における第三種資金移動業に係る要供託額（当該資金移動業者が第一項の規定の適用を受けることをやめる場合にその営む第三種資金移動業について第四十三条第一項の規定により供託しなければならないこととなる履行保証金の額をいう。）を下回るときは、この限りでない。

(供託命令)

第四十六条 内閣総理大臣は、資金移動業の利用者の利益の保護のために必要があると認めるときは、履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約を締結した資金移動業者又はこれらの契約の相手方に対し、保全金額又は信託財産を換価した額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

(履行保証金の取戻し)

第四十七条 一の種別の資金移動業に係る履行保証金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

一 直前の基準日（第一種資金移動業にあっては、各営業日）における要供託額（資金移動業者が第四十三条第一項の規定により供託しなければならない履行保証金の額をいう。）が、当該基準日における履行保証金の額、保全金額及び第四十五条第一項に規定する信託財産の額の合計額を下回るとき。

二 第五十九条第一項の権利の実行の手続が終了したとき。

三 為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として政令で定める場合

(履行保証金の保管替えその他の手続)

第四十八条 この節に規定するもののほか、資金移動業者の本店の所在地の変更に伴う履行保証金の保管替えその他履行保証金の供託に関する必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。

(情報の安全管理)

第四十九条 資金移動業者は、内閣府令で定めるところにより、資金移動業に係る情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該情報の安全管理のため必要な措置を講じなければならない。

(委託先に対する指導)

第五十条 資金移動業者は、資金移動業の一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(利用者の保護等に関する措置)

第五十一条 資金移動業者は、内閣府令で定めるところにより、銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明、手数料その他の資金移動業に係る契約の内容についての情報の提供、利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられることがないと認められるものを保有しないための措置その他の資金移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(第一種資金移動業に係る負担する債務の制限)

2 資金移動業者は、第一種資金移動業を営む者に限る。次項において同じ。）は、第一種資金移動業の各利用者に対し、移動する資金の額、資金を移動する日その他の内閣府令で定める事項が明らかでない為替取引（第一種資金移動業に係るものに限る。同項において同じ。）に関する債務を負担してはならない。

3 資金移動業者は、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間その他の内閣府令で定める期間を超えて為替取引に関する債務を負担してはならない。

(第三種資金移動業に関する負担する債務の額の制限)

第五十一条の三 資金移動業者（第三種資金移動業を営む者に限る。）は、第三種資金移動業の各利用者に対し、政令で定める額を超える額の債務（第三種資金移動業に係る為替取引に関する負担する債務に限る。）を負担してはならない。

（指定資金移動業務紛争解決機関との契約締結義務等）

第五十二条の四 資金移動業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定資金移動業務紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が資金移動業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合 一の指定資金移動業務である場合との間で資金移動業に係る手続実施基本契約（第九十九条第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。次項において同じ。）を締結する措置

二 指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合 資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

三 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合には、当該各号に規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第一百条第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定資金移動業務紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第一百条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十条の八十三第一項の規定により認められたとき、又は同号の一の指定資金移動業務紛争解決機関の第九十九条第一項の規定による指定が第一百条第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるための必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当している場合において、同項第一号に掲げる場合には、当該各号に規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第一百条第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

四 第一項第二号の「苦情処理措置」とは、利用者からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

五 第一項第二号の「紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第二百五十一号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。第六十二条の十六第五項及び第六十三条の十二第五項において同じ。）により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

第三節 監督

（帳簿書類）

第五十二条 資金移動業者は、内閣府令で定めるところにより、その資金移動業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。（報告書）

第五十三条 資金移動業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、資金移動業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 資金移動業者は、前項の報告書のほか、六月を超えない範囲内で内閣府令で定める期間（第二号において単に「期間」という。）ごとに、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる

資金移動業者の区分に応じ、当該各号に定める報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 次号に掲げる者以外の資金移動業者 未達債務の額及び履行保証金の供託、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約に関する報告書

二 直前の期間において第四十五条の二第一項の規定の適用を受けていた資金移動業者 前号に定める報告書及び第三種資金移動業に係る預貯金等管理方法による管理の状況に関する報告書

三 前項の報告書には、次の各号に掲げる資金移動業者の区分に応じ、当該各号に定める報告書

一 前項第一号に掲げる者 財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類

二 前項第二号に掲げる者 財務に関する書類、当該書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書その他の内閣府令で定める書類

（立入検査等）

第五十四条 内閣総理大臣は、資金移動業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、資金移動業者に對し当該資金移動業者の業務若しくは財産に関するべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該資金移動業者の営業所その他の施設に立ち入りらせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、資金移動業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該資金移動業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上）の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条及び第六十条において同じ。）に対して当該資金移動業者の業務若しくは財産の状況に関するべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該資金移動業者から業務の委託を受けた者の施設に立ち入りらせ、当該資金移動業者の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の資金移動業者から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。（業務改善命令）

第五十五条 内閣総理大臣は、資金移動業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、資金移動業者に對し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（登録の取消し等）

第五十六条 内閣総理大臣は、資金移動業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十七条の登録を取り消し、又は六ヶ月以内の期間を定めて資金移動業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十条第一項各号に該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第三十七条の登録又は第四十一条第一項の変更登録を受けたとき。

三 第四十条の二第一項の認可を受けた業務実施計画によらないで第一種資金移動業を営んだこと

き。
四 この法律若しくはこの法律に基づく命令、これらに基づく处分又は認可に付した条件に違反したとき。
2 内閣総理大臣は、資金移動業者の営業所の所在地を確認できないとき、又は資金移動業者を代表する取締役若しくは執行役（外国資金移動業者である資金移動業者にあつては、国内における代表者の）の所在を確認できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事實を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該資金移動業者から申出がないときは、当該資金移動業者の第三十七条の登録を取り消すことができる。
3 前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

(登録の抹消)

第五十七条 内閣総理大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消したとき、又は第六十一条第二項の規定により第三十七条の登録がその効力を失ったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(監督処分の公告)

第五十八条 内閣総理大臣は、第五十六条第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第四節 雜則

(履行保証金の供託等に係る特例)

第五十八条の二 「一以上の種別の資金移動業を當む資金移動業者であつて、その當む資金移動業の種別の全部又は一部について第四十三条第一項の規定による履行保証金の供託に係る当該資金移動業の種別ごとの算定期間、基準日等及び供託期限が同一である者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出したときは、第一号に掲げる日(次項において「特例適用開始日」という。)以後、第二号に掲げる資金移動業の種別(以下この項及び次項において「特例対象資金移動業」という。)について一括供託をすることができる。

この場合における特例対象資金移動業についての同条第一項及び第二項、第四十四条、第四十五条第一項及び第二項第一号、第四十七条並びに次条第一項の規定の適用については、第四十三条第一項及び第二項中「資金移動業の種別ごとに履行保証金」とあるのは「履行保証金」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該資金移動業者が當む資金移動業に係る履行保証額の総額が、小規模な資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務の履行を確保するために必要な額として政令で定める額以下である場合には、当該政令で定める額以上の額に相当する額の履行保証金を、その本店の最寄りの供託所に供託しなければならない」と、同条第二項中「をい」とあるのは「履行保証金」と、「ならない」とあるのは「履行保証金信託契約」とあるのは「履行保証金」と、第四十五条第一項中「その當む資金移動業の種別ごとに履行保証金信託契約」とあるのは「履行保証金信託契約」と、「当該種別の資金移動業に係る履行保証金」と、同号中「為替取引」と、第四十四条中「その當む資金移動業の種別ごとに履行保証金保全契約」とあるのは「履行保証金保全契約」と、「当該種別の資金移動業に係る履行保証金」とあるのは「履行保証金」と、「履行保証金」とあるのは「履行保証金」と、「當む」の種別の資金移動業に係る履行保証金」とあるのは「行う」と、「当該種別の資金移動業に係る履行保証金」とあるのは「履行保証金」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。」

二 一括供託をする二以上の資金移動業の種別(算定期間、基準日等及び供託期限が同一であるものに限る。)

三 その他内閣府令で定める事項

2 前項の届出書を提出した資金移動業者が特例適用開始日において第四十三条第一項の規定によりその當む特例対象資金移動業ごとに供託していた履行保証金については、当該資金移動業者が前項の規定により読み替えて適用する第四十三条第一項の規定により供託した履行保証金とみなす。第一項の規定は、適用しない。

3 第一項の届出書を提出した資金移動業者が、内閣府令で定めるところにより、一括供託をやめ

る資金移動業の種別(以下この項及び次項において「特例適用終了資金移動業」という。)、特例適用終了資金移動業について一括供託をやめる日(以下この項及び次項において「特例適用終了日」という。)その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出したときは、

特例適用終了日以後、当該特例適用終了資金移動業については、第一項の規定は、適用しない。

4 前項の届出書を提出した資金移動業者が特例適用終了日において第一項の規定により読み替えで適用する第四十三条第一項の規定により供託していた履行保証金(第二項の規定により、第一項の規定により読み替えて適用する第四十三条第一項の規定により供託したとみなされた履行保証金を含む。)については、特例適用終了日の直前の基準日等における特例適用終了資金移動業ごとの要供託額(当該資金移動業者が特例適用終了資金移動業について一括供託をやめる場合に当該特例適用終了資金移動業ごとに第四十三条第一項の規定により供託しなければならないこととなる履行保証金の額をいう。)に応じて、内閣府令で定めるところにより、その當む特例適用終了資金移動業ごとに供託した履行保証金とみなす。

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。一 算定期間 第一種資金移動業にあっては一営業日を、第二種資金移動業又は第三種資金移動業にあっては第四十三条规定する各営業日から一週間に内で内閣府令で定める期間内において資金移動業者が定める期間の末日を、第二種資金移動業又は第三種資金移動業にあっては同項第二号に規定する基準日から一週間に内で内閣府令で定める期間内において資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間の末日をいう。

二 基準日等 第一種資金移動業にあっては各営業日を、第二種資金移動業又は第三種資金移動業にあっては第四十三条规定する基準日をいう。

三 供託期限 第一種資金移動業にあっては第四十三条规定する各営業日から一週間に内で内閣府令で定める期間内において資金移動業者が定める期間の末日を、第二種資金移動業又は第三種資金移動業にあっては同項第二号に規定する基準日から一週間に内で内閣府令で定める期間内において資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間の末日をいう。

四 一括供託 同一の手続により一括して行う履行保証金の供託をいう。

(履行保証金の還付)

第五十九条 資金移動業者がその當むの種別の資金移動業に係る為替取引に関し負担する債務に係る債権者は、当該種別の資金移動業に係る履行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。ただし、第四十五条の二第一項の規定の適用を受けている資金移動業者がその行う為替取引(第三種資金移動業に係るものに限る。)に関し負担する債務に係る債権者は、当該債務に係る債権については、当該債権の額から当該債権の額に預貯金等管理割合を乗じて得た額を控除した額を限度として、当該権利を有するものとする。

2 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内に内閣総理大臣に債権の申出をすべきこと及びその期間内に債権の申出をしないときは当該公示に係る履行保証金についての権利の実行の手続から除外されるべきことを公示する措置その他の同項の権利の実行のために必要な措置をとらなければならない。

一 前項の権利の実行の申立てがあつたとき。

二 資金移動業者について破産手続開始の申立て等が行われたとき。

3 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、第一項の権利の実行に関する事務を銀行等の他の政令で定める者(次項及び第五項において「権利実行事務代行者」という。)に委託することができる。

4 権利実行事務代行者は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定により委託を受けた業務を行ふことができる。

5 第三項の規定により業務の委託を受けた権利実行事務代行者又はその役員若しくは職員であつて当該委託を受けた業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

6 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

(履行保証金の還付への協力)

第六十条 資金移動業者から資金移動業の委託を受けた者その他の当該資金移動業者の関係者は、当該資金移動業者の為替取引に係る前条第一項の権利の実行に關し内閣総理大臣から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

六 電子決済手段等取引業者をその会員（第八十七条第一号に規定する会員をいう。）とする認定資金決済事業者協会に加入しない法人（電子決済手段関連業務を行う者に限る。）であつて、当該認定資金決済事業者協会の定款その他の規則（電子決済手段等取引業の利用者の保護又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

七 他の電子決済手段等取引業者が現に用いてる商号と同一の商号又は他の電子決済手段等取引業者と誤認されるおそれのある商号を用いようとする法人

八 第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消され、第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消され、第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十三の許可を取り消され、若しくは第八十二条第一項若しくは第二項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録、許可若しくは免許（当該登録、許可又は免許に類するその他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

九 第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する第五十六条第一項の規定による特定資金移動業（第三十六条の二第四項に規定する特定資金移動業をいう。以下同じ。）の廃止の命令を受け、若しくは第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令による刑を含む。）に処せられ、銀行法等に相当する外国の法令の規定によるこれらの業務と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から五年を経過しない法人

十 この法律、金融商品取引法、銀行法等、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは信託業法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、銀行法等に相当する外国の法令によるこれらの業務の廃止の命令を受け、又はこの刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

十一 他に行う事業が公益に反すると認められる法人

十二 取締役、監査役若しくは執行役又は会計参与（外国電子決済手段等取引業者にあっては、外国の法令上これらに相当する者又は国内における代表者とする。以下この章において「取締役等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 心身の故障のため電子決済手段等取引業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者

二 この法律、金融商品取引法、銀行法等、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律若しくは信託業法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ 電子決済手段等取引業者が第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外國の法令の規定により当該外國において受けている同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役等であつた者で、当該取消しの日から五年を経過しない者その他これに準するものとして政令で定めの旨を登録申請者に通知しなければならない。

第六十一条の七

録等) 案の七 電子決済手段等取引業者は、第六十二条の四第一項第七号に掲げる事項の変更(「内閣総理大臣の変更登録を受けることによるものに限る。」)をしようとするときは、内閣府令で種別の業務を行おうとすることによるものに限る。」をしようとするときは、内閣府令で
ところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けなければならない。
案の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第六十二条の四第一項中「第六十二条の六第一項各号」及び第七号から第十二号までを除く。」と、同条第二項中「第六十二条の六第一項各号」
次に掲げる」とあるのは「変更に係る」と、第六十二条の六第一項各号」
次に掲げる」とあるのは「前条第一項第七号に掲げる事項の変更(「内閣総理大臣の変更登録を受けることによるものに限る。」)と、前条第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第一号、第二号及び第七号から第十二号までを除く。)」と読み替えるものとする。

第六十二条の五第一項	第六十二条の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりそのがあつたときは	第六十二条の八第三項の規定による届出	第六十二条の五第一項
登録を拒否する場合を除くほか	登録を拒否する場合を除くほか	第六十二条の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりそのがあつたときは	第六十二条の五第一項
電子決済手段等取引業者登録簿に登録	電子決済手段等取引業者登録簿に登録	第六十二条の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりそのがあつたときは	第六十二条の五第一項
名簿に登載し	名簿に登載し	第六十二条の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりそのがあつたときは	第六十二条の五第一項
第六十二条の五第一項第一項各号	第六十二条の五第一項各号	第六十二条の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりそのがあつたときは	第六十二条の五第一項
登録年月日及び登録番号	登録年月日及び登録番号	第六十二条の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりそのがあつたときは	第六十二条の五第一項
第六十二条の五第一項各号（第九号を除く。）	第六十二条の五第一項各号（第九号を除く。）	第六十二条の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりそのがあつたときは	第六十二条の五第一項
届出年月日及び届出受理番号	届出年月日及び届出受理番号	第六十二条の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりそのがあつたときは	第六十二条の五第一項
登載を	登載を	第六十二条の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりそのがあつたときは	第六十二条の五第一項
第六十二条の八第三項の規定による届出	第六十二条の八第三項の規定による届出	第六十二条の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりそのがあつたときは	第六十二条の五第一項
登録申請者	登録申請者	第六十二条の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりそのがあつたときは	第六十二条の五第一項
第六十二条の八第三項の規定による届出	第六十二条の八第三項の規定による届出	第六十二条の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりそのがあつたときは	第六十二条の五第一項
二項	二項	第六十二条の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりそのがあつたときは	第六十二条の五第一項
第六十二条の五第一項	第六十二条の五第一項	第六十二条の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりそのがあつたときは	第六十二条の五第一項

第一項の名簿

(金錢等の預託の禁止)
第六十二条の十三 重子央等手取文等又は業者は、いふる名目によらかと問つば、そつて行う重子央

て内閣府令で定めること
（利用者財産の管理）

第六十二条の十四 電子決済手段等取引業者は、その行う電子決済手段等取引業に関して、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段を自己の電子決済手段と分別して管理しなければならない。

(発行者等との契約締結義務)

等取引業の利用者の保護に欠け、又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ないと判断する場合を除く。)には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者(以下この条において「発行者等」という。)との間で、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該発行者等と当該電子決済手段等取引業との賠償責任の分担に関する事項その他の内閣府令で定める事項を定めた電子決済手段等取引業に係る契約を締結し、これに従つて当該発行者等に係る電子決済手段等取引業を行わなければならぬ。

一 電子決済手段関連業務を行う場合 当該電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段を

二 第二条第十項第四号に掲げる行為を行ふ場合

(指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関との契約締結義務等)

第六十二条の十六 電子決済手段等取引業者は次の各号に掲げる定める措置を講じなければならぬ。

一 指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が電子決済手段等取引業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する

場合一の指定電子決済 統実施基本契約（第九十

二 同じ。)を締結する措置
二 指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関が存在しない場合 電子決済手段等取引業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置
電子決済手段等取引業者は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

第二節 業務

第九号に該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。
(名義貸しの禁止)

(この言ふい文は、本邦法)
第六十二条の十一 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業の一部を第三者に委託（二

第六十二条の十 電子決済手段等取引業者は 内閣府令で定めることにより、電子決済手段等取引業に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

以上の段階にわたる委託を含む。)をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

取引業と銀行等、資金移動業者又は特定信託会社が行う業務との誤認を防止するための説明、電子決済手段の内容、手数料その他の電子決済手段等取引業に係る契約の内容についての情報の提供その他の電子決済手段等取引業の利用者の保護を図り、及び電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき、第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第一百条第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に掲げる措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間
二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定電子決済手段等取扱業務分離等に関する第百一項の規定に従事する限り、第一項第一号に該当する限り

二 指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関が存在しない場合
　　苦情処理措置及び紛争解決措置

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適
用する。
　　(1) 電子決済手段等取引業者は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合
　　には、当該手続実施基本契約の相手方である指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関の商号又
　　は名称を公表しなければならない。

取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第六十九条第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

4 第一項第二号の「苦情処理措置」とは、利用者からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

5 第一項第二号の「紛争解決措置」とは、利用者との紛争の解決を認証紛争解決手続により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

（金融商品取引法の準用）

第六十二条の十七 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十五条及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条の二、第三十七条の三第三項、第三十七条の五、第三十七条の七、第三十八条第七号及び第八号、第三十八条の二、第三十九条並びに第四十条の二から第四十条の七まで並びに第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定（次項において「金融商品取引法規定」という。）及び特定電子決済手段等取引契約（通貨の価格その他の指標に係る変動によりその価格が変動するおそれがある電子決済手段として内閣府令で定めるものに係る電子決済手段関連業務を行うことを内容とする契約をいう。同項において同じ。）に係る電子決済手段関連業務を行う電子決済手段等取引業者について準用する。この場合において、同項に定める場合を除き、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定電子決済手段等取引契約」と、「顧客」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

（立入検査等）

第六十二条の二十 内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、電子決済手段等取引業者に対し当該電子決済手段等取引業者の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該電子決済手段等取引業者の営業所その他の施設に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（報告書）

第六十二条の二十一 内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業者に対し当該電子決済手段等取引業の業務若しくは財産の状況に關し参考となるべき報告書には、電子決済手段等取引業の管理に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（報告書）

第六十二条の二十二 内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十二条の三の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて電子決済手段等取引業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十二条の六第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第六十二条の三の登録又は第六十二条の七第一項の変更登録を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反したとき。

内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業者の営業所の所在地を確知できないとき、又は電子決済手段等取引業者を代表する取締役若しくは執行役（外国電子決済手段等取引業者である電子決済手段等取引業者にあっては、国内における代表者）の所在を確知できないときは、内閣府令で定めることにより、その事實を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該電子決済手段等取引業者から申出がないときは、当該電子決済手段等取引業者の第六十二条の三の登録を取り消すことができる。

（登録の抹消）

第六十二条の二十三 内閣総理大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消したとき、又は第六十二条の二十五第二項の規定により第六十二条の三の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。

（登録の抹消）

第六十二条の二十四 帳簿書類

第六十二条の二十九 電子決済手段等取引業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段等取引業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（報告書）

第六十二条の三十一 電子決済手段等取引業は、内閣府令で定めるところにより、その電子決済手段等取引業に関する報告書類を作成し、これを保存しなければならない。

（報告書）

第六十二条の三十二 電子決済手段等取引業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段等取引業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（報告書）

第六十二条の三十三 帳簿書類

第六十二条の三十五 監督

第六十二条の三十六 第三節 監督

第六十二条の三十七 第四節 監督

第六十二条の三十九 第五節 監督

第六十二条の四十 第六節 監督

第六十二条の四十一 第七節 監督

第六十二条の四十二 第八節 監督

第六十二条の四十三 第九節 監督

第六十二条の四十四 第十節 監督

第六十二条の四十五 第十一節 監督

第六十二条の四十六 第十二節 監督

第六十二条の四十七 第十三節 監督

第六十二条の四十八 第十四節 監督

第六十二条の四十九 第十五節 監督

第六十二条の五十 第十六節 監督

第六十二条の五十一 第十七節 監督

第六十二条の五十二 第十八節 監督

第六十二条の五十三 第十九節 監督

第六十二条の五十四 第二十節 監督

第六十二条の五十五 第二十一節 監督

第六十二条の五十六 第二十二節 監督

第六十二条の五十七 第二十三節 監督

第六十二条の五十八 第二十四節 監督

第六十二条の五十九 第二十五節 監督

第六十二条の六十 第二十六節 監督

第六十二条の六十一 第二十七節 監督

第六十二条の六十二 第二十八節 監督

第六十二条の六十三 第二十九節 監督

第六十二条の六十四 第三十節 監督

第六十二条の六十五 第三十一節 監督

第六十二条の六十六 第三十二節 監督

第六十二条の六十七 第三十三節 監督

第六十二条の六十八 第三十四節 監督

第六十二条の六十九 第三十五節 監督

第六十二条の七十 第三十六節 監督

第六十二条の七十一 第三十七節 監督

第六十二条の七十二 第三十八節 監督

第六十二条の七十三 第三十九節 監督

第六十二条の七十四 第四十節 監督

第六十二条の七十五 第四十一節 監督

第六十二条の七十六 第四十二節 監督

第六十二条の七十七 第四十三節 監督

第六十二条の七十八 第四十四節 監督

第六十二条の七十九 第四十五節 監督

第六十二条の八十 第四十六節 監督

第六十二条の八十一 第四十七節 監督

第六十二条の八十二 第四十八節 監督

第六十二条の八十三 第四十九節 監督

第六十二条の八十四 第五十節 監督

第六十二条の八十五 第五十一節 監督

第六十二条の八十六 第五十二節 監督

第六十二条の八十七 第五十三節 監督

第六十二条の八十八 第五十四節 監督

第六十二条の八十九 第五十五節 監督

第六十二条の九十 第五十六節 監督

第六十二条の九十一 第五十七節 監督

第六十二条の九十二 第五十八節 監督

第六十二条の九十三 第五十九節 監督

第六十二条の九十四 第六十節 監督

第六十二条の九十五 第六十一節 監督

第六十二条の九十六 第六十二節 監督

第六十二条の九十七 第六十三節 監督

第六十二条の九十八 第六十四節 監督

第六十二条の九十九 第六十五節 監督

第六十二条の一百 第六十六節 監督

第六十二条の一百一 第六十七節 監督

第六十二条の一百二 第六十八節 監督

第六十二条の一百三 第六十九節 監督

第六十二条の一百四 第七十節 監督

第六十二条の一百五 第七十一節 監督

第六十二条の一百六 第七十二節 監督

第六十二条の一百七 第七十三節 監督

第六十二条の一百八 第七十四節 監督

第六十二条の一百九 第七十五節 監督

第六十二条の一百十 第七十六節 監督

第六十二条の一百十一 第七十七節 監督

第六十二条の一百十二 第七十八節 監督

第六十二条の一百十三 第七十九節 監督

第六十二条の一百四十一 第八十節 監督

第六十二条の一百四十二 第八十一節 監督

第六十二条の一百四十三 第八十二節 監督

第六十二条の一百四十四 第八十三節 監督

第六十二条の一百四十五 第八十四節 監督

第六十二条の一百四十六 第八十五節 監督

第六十二条の一百四十七 第八十六節 監督

第六十二条の一百四十八 第八十七節 監督

第六十二条の一百四十九 第八十八節 監督

第六十二条の一百五十 第八十九節 監督

第六十二条の一百五十一 第九十節 監督

第六十二条の一百五十二 第一百節 監督

第六十二条の一百五十三 第一百一節 監督

第六十二条の一百五十四 第一百二節 監督

第六十二条の一百五十五 第一百三節 監督

第六十二条の一百五十六 第一百四節 監督

第六十二条の一百五十七 第一百五節 監督

第六十二条の一百五十八 第一百六節 監督

第六十二条の一百五十九 第一百七節 監督

第六十二条の一百六十 第一百八節 監督

第六十二条の一百六十一 第一百九節 監督

第六十二条の一百六十二 第一百十節 監督

第六十二条の一百六十三 第一百十一節 監督

第六十二条の一百六十四 第一百十二節 監督

第六十二条の一百六十五 第一百十三節 監督

第六十二条の一百六十六 第一百十四節 監督

第六十二条の一百六十七 第一百十五節 監督

第六十二条の一百六十八 第一百六節 監督

第六十二条の一百六十九 第一百七節 監督

第六十二条の一百七十 第一百八節 監督

第六十二条の一百七十一 第一百九節 監督

第六十二条の一百七十二 第一百十節 監督

第六十二条の一百七十三 第一百十一節 監督

第六十二条の一百七十四 第一百十二節 監督

第六十二条の一百七十五 第一百十三節 監督

第六十二条の一百七十六 第一百十四節 監督

第六十二条の一百七十七 第一百十五節 監督

第六十二条の一百七十八 第一百六節 監督

第六十二条の一百七十九 第一百七節 監督

第六十二条の一百八十 第一百八節 監督

第六十二条の一百八十一 第一百九節 監督

第六十二条の一百八十二 第一百十節 監督

第六十二条の一百八十三 第一百十一節 監督

第六十二条の一百八十四 第一百十二節 監督

第六十二条の一百八十五 第一百十三節 監督

第六十二条の一百八十六 第一百十四節 監督

第六十二条の一百八十七 第一百十五節 監督

第六十二条の一百八十八 第一百六節 監督

第六十二条の一百八十九 第一百七節 監督

第六十二条の一百九十一 第一百八節 監督

第六十二条の一百九十二 第一百九節 監督

第六十二条の一百九十三 第一百十節 監督

第六十二条の一百九十四 第一百十一節 監督

第六十二条の一百九十五 第一百十二節 監督

第六十二条の一百九十六 第一百十三節 監督

第六十二条の一百九十七 第一百十四節 監督

第六十二条の一百九十八 第一百十五節 監督

第六十二条の一百九十九 第一百六節 監督

第六十二条の一百二十 第一百七節 監督

第六十二条の一百二十ー 第一百八節 監督

第六十二条の一百二十ーー 第一百九節 監督

第六十二条の一百二十ーーー 第一百十節 監督

第六十二条の一百二十ーーーー 第一百十一節 監督

第六十二条の一百二十ーーーーー 第一百十二節 監督

第六十二条の一百二十ーーーーーー 第一百十三節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーー 第一百十四節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーー 第一百十五節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーー 第一百六節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーー 第一百七節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーー 第一百八節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーーー 第一百九節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーーーー 第一百十節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーーーーー 第一百十一節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーーーーーー 第一百十二節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーー 第一百十三節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーー 第一百十四節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第一百十五節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第一百六節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第一百七節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第一百八節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第一百九節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第一百十節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第一百十一節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第一百十二節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第一百十三節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第一百十四節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第一百十五節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第一百六節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第一百七節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第一百八節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第一百九節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第一百十節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第一百十一節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第一百十二節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第一百十三節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第一百十四節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第一百十五節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第一百六節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第一百七節 监督

第六十二条の一百二十ーーーーーーーーーー

第六十二条の二十四 内閣総理大臣は、第六十二条の二十二第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第四節 雜則

(廃止の届出等)

第六十二条の二十五 電子決済手段等取引業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 電子決済手段等取引業の全部又は一部を廃止したとき。

二 当該電子決済手段等取引業者について破産手続開始の申立て等が行われたとき。

三 電子決済手段等取引業者が電子決済手段等取引業の全部を廃止したときは、当該電子決済手段等取引業者の第六十二条の三の登録は、その効力を失う。この場合において、当該電子決済手段等取引業者であった者は、その行う電子決済手段等取引業に係る負担する債務の履行を完了し、かつ、その行う電子決済手段等取引業に係る管理する利用者の財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、なお当該種別とする目的の範囲内においては、なお電子決済手段等取引業者とみなす。

四 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業の全部若しくは一部の廃止をし、電子決済手段等取引業の全部若しくは一部の譲渡をし、合併(当該電子決済手段等取引業者が合併により消滅する場合の当該合併に限り)をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、又は会社分割による電子決済手段等取引業の全部若しくは一部の承継をさせようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、全ての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

五 電子決済手段等取引業者は、第三項の規定による公告をした場合(事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該業務の承継に係る公告をした場合を除く。)には、廃止しようとする電子決済手段等取引業に係る債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該電子決済手段等取引業に係る債務の履行を速やかに返還し、又は利用者に移転しなければならない。

六 会社法第九百四十四条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、電子決済手段等取引業者(外国電子決済手段等取引業者を除く。)が電子公告(同法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。次項において同じ。)により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

七 会社法第九百四十五条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項、第九百四十四条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、外国電子決済手段等取引業者である電子決済手段等取引業者が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等)

第六十二条の二十六 電子決済手段等取引業者について、第六十二条の二十二第一項又は第二項の規定により第六十二条の三の登録が取り消されたとき(電子決済手段等取引業の利用者の保護に欠け、又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。)は、当該電子決済手段等取引業者であった者は、その行う電子決済手段等取引業に係る負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該電子決済手段等取引業に係る債務の履行を速やかに返還し、又は利用者に移転しなければならない。この場合において、当該電子決済手段等取引業者であった者は、当該債務の履行を完了し、かつ、当該財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、なお電子決済手段等取引業者とみなす。

2 電子決済手段関連業務及び第一条第十項第四号に掲げる行為に係る業務を併せ行う電子決済手段等取引業者について、第六十二条の七第五項の規定により一つの種別の業務の全部の廃止による

電子決済手段等取引業の業務の種別の変更が電子決済手段等取引業者登録簿に登録されたときは、当該電子決済手段等取引業者は、廃止した種別の業務に係る負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該業務に係る利用者の財産を速やかに返還し、又は利用者に移転しなければならない。この場合において、当該電子決済手段等取引業者は、当該債務の履行を完了し、かつ、当該財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、なお当該種別の業務を行なう電子決済手段等取引業者として第六十二条の三の登録を受けているものとみなす。

第六十三条 第六十二条の三の登録を受けていない外国電子決済手段等取引業者は、国内にある者に対しても、第二条第十項各号に掲げる行為又は同項第四号に掲げる行為に相当する行為の勧誘をしてはならない。

第六章の三 暗号資産

第一節 総則

(暗号資産交換業者の登録)

第六十三条の二 暗号資産交換業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行つてはならない。(登録の申請)

第六十三条の三 前条の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号及び住所

二 資本金の額

三 暗号資産交換業に係る営業所の名称及び所在地

四 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあっては取締役とし、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び監査役とし、外國暗号資産交換業者にあっては外国の法令上これらに相当する者とする。)の氏名

五 会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称

六 外國暗号資産交換業者にあっては、国内における代表者の氏名

七 取り扱う暗号資産の名称

八 暗号資産交換業の内容及び方法

九 暗号資産交換業の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所

十 他に事業を行っているときは、その事業の種類

十一 その他内閣府令で定める事項

十二 前項の登録申請書には、第六十三条の五第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類、暗号資産交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(暗号資産交換業者登録簿)

第六十三条の四 内閣総理大臣は、第六十三条の二の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を暗号資産交換業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第六十三条の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 株式会社又は外国暗号資産交換業者（国内に営業所を有する外国会社に限る。）でないもの

二 外国暗号資産交換業者にあっては、国内における代表者（国内に住所を有するものに限る。）のない法人

三 暗号資産交換業を適正かつ確実に遂行するためには必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない法人

四 暗号資産交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人

五 この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人

六 暗号資産交換業者をその会員（第八十七条第二号に規定する会員をいう。）とする認定資金（暗号資産交換業の利用者の保護又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制

七 他の暗号資産交換業者が現に用いている商号と同一の商号又は他の暗号資産交換業者と誤認されるおそれのある商号を用いようとする法人

八 第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、若しくは第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

九 第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、又はこの法律に相当する外による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外の法令の規定による電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から五年を経過しない法人

十 この法律、金融商品取引法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りによる法律又はこれらに相当する外の法令に違反し、罰金の刑（これに相当する外の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなりた日から五年を経過しない法人

十一 他に行う事業が公益に反すると認められる法人

十二 取締役、監査役若しくは執行役又は会計参与（外国暗号資産交換業者にあっては、外の法令上これらに相当する者又は国内における代表者とする。以下この章において「取締役等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 心身の故障のため暗号資産交換業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外の法令上これに相当する者

ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ この法律、金融商品取引法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ 暗号資産交換業者が第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外の法令の規定により当該外の登録において受けている同種類の登録（当該登録に類する他の行政処分を含む。）を取り消

された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役等であつた者で、当該取消しの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者

二 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第六十三条の六 暗号資産交換業者は、第六十三条の三第一項第七号又は第八号に掲げる事項のいずれかを変更しようとするとき（暗号資産交換業の利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 暗号資産交換業者は、第六十三条の三第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更があつたときは、前項の規定による届出をした場合を除く。は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

二 内閣総理大臣は、前二項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を暗号資産交換業者登録簿に登録しなければならない。

三 内閣総理大臣は、前二項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を暗号資産交換業者登録簿に登録しなければならない。

（名義貸しの禁止）

第六十三条の七 暗号資産交換業者は、自己の名義をもつて、他人に暗号資産交換業を行わせてはならない。

第二節 業務

（情報の安全管理）

第六十三条の八 暗号資産交換業者は、内閣府令で定めるところにより、暗号資産交換業に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

（委託先に対する指導）

第六十三条の九 暗号資産交換業者は、暗号資産交換業の一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（暗号資産交換業の広告）

第六十三条の九の二 暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業に関して広告をするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 暗号資産交換業者の商号

二 暗号資産交換業者である旨及びその登録番号

三 暗号資産は本邦通貨又は外國通貨ではないこと。

四 暗号資産の性質であつて、利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして内閣府令で定めるもの

（禁止行為）

第六十三条の九の三 暗号資産交換業者又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 暗号資産交換業の利用者を相手方として第二条第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結又はその勧誘（第三号において「暗号資産交換契約の締結等」という。）をするに際し、虚偽の表示をし、又は暗号資産の性質その他内閣府令で定める事項（次号において「暗号資産の性質等」という。）についてその相手方を誤認させるような表示をする行為

二 その行う暗号資産交換業に關して広告をするに際し、虚偽の表示をし、又は暗号資産の性質等について人を誤認させるような表示をする行為

三 暗号資産交換契約の締結等をするに際し、又はその行う暗号資産交換業に關して広告をするに際し、支払手段として利用する目的ではなく、専ら利益を図る目的で暗号資産の売買又は他において受けている同種類の登録（当該登録に類する他の行政処分を含む。）を取り消

四 前三号に掲げるもののほか、暗号資産交換業の利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める行為（利用者の保護等に関する措置）

第六十三条の十 暗号資産交換業者は、内閣府令で定めるところにより、暗号資産の性質に関する説明、手数料その他の暗号資産交換業に係る契約の内容についての情報の提供その他の暗号資産交換業の利用者の保護を図り、及び暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 暗号資産交換業者は、暗号資産交換業の利用者に信用を供与して暗号資産の交換等を行う場合には、前項に規定する措置のほか、内閣府令で定めるところにより、当該暗号資産の交換等に係る契約の内容についての情報の提供その他の当該暗号資産の交換等に係る業務の利用者の保護を図り、及び当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（利用者財産の管理）

第六十三条の十一 暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業に関して、暗号資産交換業の利用者の金銭を、自己の金銭と分別して管理し、内閣府令で定めるところにより、信託会社等に信託しなければならない。

2 暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業に關して、内閣府令で定めるところにより、暗号資産交換業の利用者の暗号資産と分別して管理し、内閣府令で定める要件に該当するものを除く。この場合において、当該暗号資産交換業者は、利用者の利便の確保及び暗号資産交換業の円滑な遂行を図るために必要なものとして内閣府令で定める要件に該当するものを除く。

3 暗号資産交換業者は、前二項の規定による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期に、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。

第六十三条の十二 暗号資産交換業者は、前条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する暗号資産と同じ種類及び数量の暗号資産（以下この項及び第六十三条の十九の二第一項において「履行保証暗号資産」という。）を自己の暗号資産として保有し、内閣府令で定めるところにより、履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理しなければならない。この場合において、当該暗号資産交換業者は、履行保証暗号資産を利用する者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める方法で管理しなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の規定による管理の状況について準用する。
（指定暗号資産交換業務紛争解決機関との契約締結義務等）

第六十三条の十三 暗号資産交換業者は、内閣府令で定めるところにより、その暗号資産交換業に利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める方法で管理しなければならない。

3 暗号資産交換業者は、内閣府令で定めるところにより、暗号（履行保証暗号資産）

（履行保証暗号資産）
第六十三条の十一の二 暗号資産交換業者は、前条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する暗号資産と同じ種類及び数量の暗号資産（以下この項及び第六十三条の十九の二第一項において「履行保証暗号資産」という。）を自己の暗号資産として保有し、内閣府令で定めるところにより、履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理しなければならない。この場合において、当該暗号資産交換業者は、履行保証暗号資産を利用する者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める方法で管理しなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の規定による管理の状況について準用する。
（指定暗号資産交換業務紛争解決機関との契約締結義務等）

第六十三条の十四 暗号資産交換業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、暗号資産交換業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 報告書その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 第二項の報告書には、暗号資産交換業に関する利用者の金銭の額及び暗号資産の数量を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

5 第一項の報告書には、財務に関する書類、当該書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の報告書には、暗号資産交換業に関する利用者の金銭の額及び暗号資産の数量を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第一百条第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間
二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定暗号資産交換業務紛争解決機関の第九十九条第一項の規定による指定が第一百条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定により認められたとき、又は同号の一の指定暗号資産交換業務紛争解決機関の第九十九条第一項の規定による指定が第一百条第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間
三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合におけることとなつたとき、第九十九条第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間
4 第一項第二号の「紛争解決措置」とは、利用者からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。
5 第一項第二号の「紛争解決措置」とは、利用者との紛争の解決を認証紛争解決手続により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

第三節 監督

（帳簿書類）

第六十三条の十五 暗号資産交換業者は、内閣府令で定めるところにより、その暗号資産交換業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

（報告書）

第六十三条の十六 暗号資産交換業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、暗号資産交換業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（報告書）

第六十三条の十七 暗号資産交換業者（第二条第十五項第三号又は第四号に掲げる行為を行う者に限る。）は、前項の報告書のほか、内閣府令で定める期間ごとに、内閣府令で定めるところにより、暗号資産交換業に關し管理する利用者の金銭の額及び暗号資産の数量その他これららの管理に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（報告書）

第六十三条の十八 暗号資産交換業者（第二条第十五項第三号又は第四号に掲げる行為を行う者に限る。）は、前項の報告書のほか、内閣府令で定める期間ごとに、内閣府令で定めるところにより、暗号資産交換業に關し管理する利用者の金銭の額及び暗号資産の数量を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（報告書）

第六十三条の十九 暗号資産交換業者（第二条第十五項第三号又は第四号に掲げる行為を行う者に限る。）は、前項の報告書のほか、内閣府令で定める期間ごとに、内閣府令で定めるところにより、暗号資産交換業に關し管理する利用者の金銭の額及び暗号資産の数量を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（報告書）

第六十三条の二十 暗号資産交換業者（第二条第十五項第三号又は第四号に掲げる行為を行う者に限る。）は、前項の報告書のほか、内閣府令で定める期間ごとに、内閣府令で定めるところにより、暗号資産交換業に關し管理する利用者の金銭の額及び暗号資産の数量を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（報告書）

第六十三条の二十一 暗号資産交換業者（第二条第十五項第三号又は第四号に掲げる行為を行う者に限る。）は、前項の報告書のほか、内閣府令で定める期間ごとに、内閣府令で定めるところにより、暗号資産交換業に關し管理する利用者の金銭の額及び暗号資産の数量を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（報告書）

第六十三条の二十二 暗号資産交換業者（第二条第十五項第三号又は第四号に掲げる行為を行う者に限る。）は、前項の報告書のほか、内閣府令で定める期間ごとに、内閣府令で定めるところにより、暗号資産交換業に關し管理する利用者の金銭の額及び暗号資産の数量を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（報告書）

第六十三条の二十三 暗号資産交換業者（第二条第十五項第三号又は第四号に掲げる行為を行う者に限る。）は、前項の報告書のほか、内閣府令で定める期間ごとに、内閣府令で定めるところにより、暗号資産交換業に關し管理する利用者の金銭の額及び暗号資産の数量を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（報告書）

第六十三条の二十四 暗号資産交換業者（第二条第十五項第三号又は第四号に掲げる行為を行う者に限る。）は、前項の報告書のほか、内閣府令で定める期間ごとに、内閣府令で定めるところにより、暗号資産交換業に關し管理する利用者の金銭の額及び暗号資産の数量を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（報告書）

第六十三条の二十五 暗号資産交換業者（第二条第十五項第三号又は第四号に掲げる行為を行う者に限る。）は、前項の報告書のほか、内閣府令で定める期間ごとに、内閣府令で定めるところにより、暗号資産交換業に關し管理する利用者の金銭の額及び暗号資産の数量を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（報告書）

第六十三条の二十六 暗号資産交換業者（第二条第十五項第三号又は第四号に掲げる行為を行う者に限る。）は、前項の報告書のほか、内閣府令で定める期間ごとに、内閣府令で定めるところにより、暗号資産交換業に關し管理する利用者の金銭の額及び暗号資産の数量を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（報告書）

(業務改善命令)

第六十三条の十六 内閣総理大臣は、暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、暗号資産交換業者に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第六十三条の十七 内閣総理大臣は、暗号資産交換業者が次の各号のいずれかに該当するときは、一部の停止を命ぜることができる。

一 第六十三条の五第一項各号に該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第六十三条の二の登録を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく命令又は登録を取り消し、又は暗号資産交換業者を代表する取締役若しくは執行役(外国暗号資産交換業者の営業所の所在地を確定できないとき、又は暗号資産交換業者である暗号資産交換業者にあっては、国内における代表者の所在を確定できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該暗号資産交換業者から申出がないときは、当該暗号資産交換業者の第六十三条の二の登録を取り消すことができる)。

4 前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

5 登録の抹消

内閣総理大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。

第六十三条の十八 内閣総理大臣は、第六十三条の二十第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消したとき、又は第六十三条の二十第二項の規定により第六十三条の二の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。

第六十三条の十九 内閣総理大臣は、第六十三条の十七第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第四節 雜則
(対象暗号資産の弁済)

第六十三条の十九の二 暗号資産交換業者との間で当該暗号資産交換業者が暗号資産の管理を行うことを内容とする契約を締結した者は、当該暗号資産交換業者に対して有する暗号資産の移転を目的とする債権に関し、対象暗号資産(当該暗号資産交換業者が第六十三条の十一第二項の規定により自己の暗号資産と分別して管理するその暗号資産及び履行保証暗号資産をいう)について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三百三十三条规定は、前項の権利について準用する。

3 第一項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十三条の十九の三 暗号資産交換業者から暗号資産の管理の委託を受けた者その他の当該暗号資産交換業者の関係者は、当該暗号資産交換業者がその行う暗号資産交換業に關し管理する利用者には、これに応ずるよう努めるものとする。

(対象暗号資産の弁済への協力)
(廃止の届出等)

第六十三条の二十 暗号資産交換業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 暗号資産交換業の全部又は一部を廃止したとき。

二 暗号資産交換業者が暗号資産交換業の全部を廃止したときは、当該暗号資産交換業者の第六十三条の二の登録は、その効力を失う。この場合において、当該暗号資産交換業者であった者は、その行う暗号資産の交換等に關し負担する債務の履行を完了し、かつ、その行う暗号資産交換業

に關し管理する利用者の財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、なお暗号資産交換業者とみなす。

3 暗号資産交換業者は、暗号資産交換業の全部若しくは一部の廃止をし、暗号資産交換業の全部若しくは一部の譲渡をし、合併(当該暗号資産交換業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る)をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、又は会社分割による暗号資産交換業の全部若しくは一部の承継をさせようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、全ての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

4 暗号資産交換業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 暗号資産交換業者は、第三項の規定による公告をした場合(事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該業務の承継に係る公告をした場合を除く。)には、廃止しようとする暗号資産交換業として行う暗号資産の交換等に關し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該暗号資産交換業に關し管理する利用者の財産を速やかに返還し、又は利用者に移転しなければならない。

6 会社法第九百四十四条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、暗号資産交換業者(外国暗号資産交換業者を除く。)が電子公告(同法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。次項において同じ。)により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 会社法第九百四十四条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項、第九百四十二条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、外国暗号資産交換業者である暗号資産交換業者が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(登録の取消しに伴う債務の履行の完了等)

第六十三条の二十一 暗号資産交換業者について、第六十三条の十七第一項又は第二項の規定により第六十三条の二の登録が取り消されたとき(暗号資産交換業の利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。)は、当該暗号資産交換業者であつた者は、その行う暗号資産の交換等に關し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、その行う暗号資産交換業に關し管理する利用者の財産を速やかに返還し、又は利用者に移転しなければならない。この場合において、当該暗号資産交換業者であつた者は、当該債務の履行を完了し、かつ、当該財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、なお暗号資産交換業者とみなす。

(外国暗号資産交換業者の勧誘の禁止)

第六十三条の二十二 第六十三条の二の登録を受けていない外国暗号資産交換業者は、国内にある者に対して、第二条第十五項各号に掲げる行為の勧誘をしてはならない。

第四章 為替取引分析業者の許可

第六十三条の二十三 為替取引分析業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、行つてはならない。

1 ただし、その業務の規模及び態様が、当該業務に係る金融機関等(その行う為替取引に關し、為替取引分析業を行う者に第二条第十項各号に掲げる行為のいずれかに係る業務(以下この章において「為替取引分析業務」という。)を委託する者に限る。)の数その他の事項を勘案し

て主務省令で定める場合であるときは、この限りでない。

第六十三条の二十四 前条の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

1 商号又は名称及び住所

2 許可の申請

3 第一節 為替取引分析

4 第二節 総則

5 第三節 為替取引分析業者の許可

6 第四節 為替取引分析業者の登録

- 二 資本金又は基金（一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百三十一条に規定する基金をいう。第六十五条第一項第二号において同じ。）の額及び純資産額
- 三 営業所又は事務所の名称及び所在地
- 四 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役）又は理事及び監事の氏名
- 五 会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称
- 六 為替取引分析業の種別（第二条第十八条項各号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。第六十条の三十三第一項及び第二項並びに第一百七条第十七号において同じ。）
- 七 その行う為替取引に関し、当該許可を受けようとする者に為替取引分析業務を委託する金融機関等の氏名又は商号若しくは名称及び住所
- 八 その他主務省令で定める事項
- 2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 次条第二項各号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面
- 二 定款
- 三 登記事項証明書
- 四 業務方法書
- 五 貸借対照表及び損益計算書
- 六 収支の見込みを記載した書類
- 七 その他主務省令で定める書類
- 第六十三条の二十五** 主務大臣は、第六十三条の二十三の許可の申請があったときは、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
- 一 定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、為替取引分析業を適正かつ確実に遂行するため十分であること。
- 二 為替取引分析業を健全に遂行するに足りる主務省令で定める基準に適合する財産的基礎を有し、かつ、為替取引分析業に係る収支の見込みが良好であること。
- 三 その人的構成に照らして、為替取引分析業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。
- 2 主務大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可を与えてはならない。
- イ 取締役会又は理事会、監査役会、監査等委員会若しくは指名委員会等（会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等をいう。第六十六条第二項第一号ロにおいて同じ。）又は監事
- 二 第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消され、第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十三の許可を取り消され、若しくは第八十二条第一項若しくは第二項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録、許可若しくは免許（当該登録、許可又は免許に類するその他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人
- 三 第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する第五十六条第一項の規定による特定資金移動業の廃止の命令を受け、若しくは第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定によるこれらの業務と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から五年を経過しない法人

- 四 この法律、銀行法等、外國為替及び外國貿易法、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）若しくは犯罪による収益の移転防止に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者は、取締役等（取締役、監査役若しくは執行役若しくは会計参与又は理事若しくは監事をいう。以下この章及び次章において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
- イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者
- ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることができなくなつた日から五年を経過しない者
- ニ この法律、銀行法等、外國為替及び外國貿易法、個人情報の保護に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法若しくは暴力團員による不当な行為の防除等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ホ 為替取引業者が第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十三の許可を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の許可若しくは登録（当該許可又は登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役等であった者で、当該取消しの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者
- 第六十三条の二十六** 為替取引分析業者は、自己の名義をもって、他人に為替取引分析業を行わせてはならない。
- 第二節 業務**
- （業務の制限）**
- 第六十三条の二十七** 為替取引分析業者は、為替取引分析業及び為替取引分析関連業務（為替取引分析業に関連する業務として主務省令で定める業務をいう。以下この章において同じ。）のほか、他の業務を行うことができない。ただし、当該為替取引分析業者が為替取引分析業を適正かつ確實に行うにつき支障を生ずるおそれがないと認められる業務について、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
- 2 為替取引分析業者は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- （委託の禁止等）**
- 第六十三条の二十八** 為替取引分析業者は、為替取引分析業の全部又は一部を他の為替取引分析業者以外者に委託をしてはならない。
- 2 為替取引分析業者は、為替取引分析業の全部若しくは一部を他の為替取引分析業者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、次条第二項第一号及び第六号並びに第六十三条の三十一第三項において同じ。）をした場合又は為替取引分析関連業務の全部若しくは一部を第三者に委託をした場合には、主務省令で定めるところにより、これらの委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- （業務方法書）**
- 第六十三条の二十九** 為替取引分析業者は、業務方法書で定めるところにより、その業務を行わなければならない。

- 業務方法書には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 金融機関等から為替取引分析業務の委託を受けることを内容とする契約の締結に関する事項
 - 二 為替取引分析業において取り扱う情報の種類及び内容に関する事項
 - 三 為替取引分析業において取り扱う情報の取得方法及び適切な管理に関する事項
 - 四 為替取引分析業の継続的遂行の確保に関する事項
 - 五 為替取引分析業及び為替取引分析業以外の業務を行う場合にあっては、当該業務が為替取引分析業の適正かつ確実な遂行を妨げないことを確保するための措置に関する事項
 - 六 為替取引分析業の全部若しくは一部を他の為替取引分析業者に委託をする場合又は為替取引分析業の全部若しくは一部を第三者に委託をする場合にあっては、これらの委託に係る業務を適正かつ確実に遂行させることを確保するための体制の整備に関する事項
 - 七 その他主務省令で定める事項
- (情報の適切な管理)

第六十三条の三十 為替取引分析業者は、主務省令で定めるところにより、為替取引分析業に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止に関する事項を業務方法書において定めることその他の当該

(秘密保持義務等)

- 第六十三条の三十一** 為替取引分析業者の取締役等(取締役等が法人であるときは、その職務を行うべき者。次項において同じ。)若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、為替取引分析業又は為替取引分析関連業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 2 為替取引分析業者の取締役等若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、為替取引分析業及び為替取引分析関連業務の実施に際して知り得た情報を、為替取引分析業及び為替取引分析関連業務の用に供する目的以外に利用してはならない。
 - 3 前二項の規定は、為替取引分析業者から為替取引分析関連業務の委託を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者又はこれらの者であつた者について準用する。

第三節 監督

(定款又は業務方法書の変更の認可)

第六十三条の三十二 為替取引分析業者は、定款又は業務方法書を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(業務の種別の変更の許可等)

第六十三条の三十三 為替取引分析業者は、第六十三条の二十四第一項第六号に掲げる事項の変更(新たな種別の為替取引分析業を行おうとすることによるものに限る。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。

第六十三条の三十四 為替取引分析業者は、第六十三条の二十四第一項第六号に掲げる事項(純資産額を除く。)若しくは同項第三号から第五号まで若しくは第八号に掲げる事項に変更があったとき、又は同項第六号に掲げる事項に変更(新たな種別の為替取引分析業を行おうとすることによるものを除く。)があつたときは、遅滞なく、同項第七号に掲げる事項の変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

第六十三条の三十五 第六十三条の二十四及び第六十三条の二十五の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、第六十三条の二十四第一項中「次に掲げる」とあるのは、「変更に係る」と読み替えるものとする。
(報告書)

業務方法書に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(立入検査等)

第六十三条の三十五 主務大臣は、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、為替取引分析業者に対し当該為替取引分析業者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該為替取引分析業者の営業所若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

事務所その他の施設に立ち入りらせ、その業務若しくは財産の状況に関する質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 為替取引分析業の適正かつ確実な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該為替取引分析業者から業務の委託(為替取引分析関連業務及び第六十三条の二十七第一項ただし書の承認を受けた業務の委託に限る。以下この条において同じ。)を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下この条において同じ。)に対し当該為替取引分析業者の業務若しくは財産の状況に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該為替取引分析業者から業務の委託を受けた者の施設に立ち入りさせ、当該為替取引分析業者の業務若しくは財産の状況に関する質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項の為替取引分析業者から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。

第六十三条の三十六

主務大臣は、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めると認めるときは、その必要の限度において、為替取引分析業者に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第六十三条の三十七

主務大臣は、為替取引分析業者が第六十三条の二十五第二項各号のいずれかに該当するときは、第六十三条の二十三の許可を取り消すことができる。

第六十三条の三十八

主務大臣は、為替取引分析業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、第六十三条の二十三の許可若しくは第六十三条の二十七第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその取締役等の解任を命ずることができる。

第四節 雜則

(解散等の認可)

第六十三条の三十九 為替取引分析業者の為替取引分析業の全部若しくは一部の廃止の決議又は解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(厚生労働大臣等との協議)

第六十三条の三十九 主務大臣は、次の各号に掲げる者から為替取引分析業務の委託を受けた為替取引分析業者に対し、第六十三条の三十六又は第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定による処分を行おうとするときは、あらかじめ、当該各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。

一 第二条第二十九項第五号又は第六号に掲げる者 厚生労働大臣

二 第二条第二十九項第九号から第十五号までに掲げる者 農林水産大臣

三 第二条第二十九項第十六号に掲げる者 財務大臣及び経済産業大臣(当該処分に係る為替取引分析業者が同条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う場合には、経済産業大臣)

(内閣総理大臣等への意見)

第六十三条の四十 厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、為替取引分析業者(第二条第十八条第一号に掲げる行為を業として行う者に限る。)の行う為替取引分析業の適正かつ確実な遂行が確保されていないと疑うに足りる相当な理由があるため、当該為替取引分析業者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣及び財務大臣に対し、その旨の意見述べることができる。

2 財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、為替取引分析業者(第二条第十八条第一号に掲げる行為を業として行う者を除く。)の行う為替取引分析業の適正かつ確実な遂行が確保されていないと疑うに足りる相当な理由があるため、当該為替取引分析業者に対して適

当な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

(主務大臣及び主務省令)

第六十三条の四十一 この章における主務大臣は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 為替取引分析業者が第二条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う場合 内閣総理大臣 及び財務大臣

二 前号に掲げる場合以外の場合 内閣総理大臣

2 この章における主務省令は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める命令とする。

一 為替取引分析業者が第二条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う場合 内閣府令・財務省令

二 前号に掲げる場合以外の場合 内閣府令

3 第一項第一号に掲げる場合において、第六十三条の三十五第一項及び第二項に規定する主務大臣の権限は、内閣総理大臣又は財務大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

4 主務大臣は、前項の規定によりその権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果を他の主務大臣に通知するものとする。

(主務省令への委任)

第六十三条の四十二 この章に定めるもののほか、この章の規定を実施するために必要な事項は、主務省令で定める。

第四章の二 資金清算

(資金清算機関の免許等)

第六十四条 資金清算業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行つてはならない。

2 前項の規定は、銀行等及び日本銀行については、適用しない。

第六十五条 前条第一項の免許を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

1 商号又は名称及び住所

2 資本金又は基金の額及び純資産額

3 営業所又は事務所の名称及び所在地

4 取締役及び監査役・監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)又は理事及び監事の氏名

5 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

6 その他内閣府令で定める事項

2 前項の免許申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1 次条第二項各号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

2 定款

3 登記事項証明書

4 業務方法書

5 貸借対照表及び損益計算書

6 収支の見込みを記載した書類

7 その他内閣府令で定める書類

(免許の基準)

第六十六条 内閣総理大臣は、第六十四条第一項の免許の申請があつたときは、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、資金清算業を適正かつ確実に遂行するため十分であること。

二 資金清算業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、資金清算業に係る収支の見込みが良好であること。

三 その人的構成に照らして、資金清算業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

内閣総理大臣は、免許申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は免許申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。

一 株式会社又は一般社団法人(これらの者が次に掲げる機関を置く場合に限る。)でないもの

イ 取締役会又は理事会

ロ 監査役、監査等委員会若しくは指名委員会等又は監事

ハ 会計監査人

二 第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消され、第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十三の許可を取り消され、若しくは第八十二条第一項若しくは第二項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録、許可若しくは免許(当該登録、許可又は免許に類するその他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する第五十六条第一項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第二項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定によるこれらの業務と同種類の業務の廃止の命令を受け、これららの命令の日から五年を経過しない法人

四 この法律若しくは銀行法等又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

五 取締役等のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

ハ 拘禁刑以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ この法律、銀行法等、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ 資金清算機関が第八十二条第一項若しくは第二項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録(当該免許又は登録に類するその他の行政処分を含む。)を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役等であつた者で、当該取消しの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者

(取締役等の欠格事由等)

第六十七条 前条第二項第五号イからホまでのいずれかに該当する者は、資金清算機関の取締役等となることができない。

資金清算機関の取締役等が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。内閣総理大臣は、資金清算機関の取締役等が法令又は法令に基づく行政官庁の处分に違反したときは、当該資金清算機関に対し、当該取締役等の解任を命ずることができる。

(会社法の適用関係)

第六十八条 会社法第三百三十二条第二項ただし書(同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十二条第二項(同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十六条第二項及び第四百二条第五項ただし書の規定は、資金清算機関が株式会社である場合には、適用しない。

2 資金清算機関が株式会社である場合における会社法第四百五十八条の規定の適用については、同条中「三百万円」とあるのは、「三百万円を下回らない範囲内において政令で定める金額」とする。

第二節 業務

(業務の制限)

第六十九条 資金清算機関は、資金清算業及びこれに関連する業務のほか、他の業務を行うことができない。ただし、当該資金清算機関が資金清算業を適正かつ確実に行うにつき支障を生ずるおそれがないと認められる業務について、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 資金清算機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(資金清算業の一部の委託)

第七十条 資金清算機関は、内閣府令で定めるところにより、資金清算業の一部を、内閣総理大臣の承認を受けて、第三者に委託することができる。

2 資金清算機関は、前項の規定による資金清算業の一部の委託に関する契約には、業務を委託する相手方が当該業務を適正かつ確実に遂行するための措置を講ずる旨の条件を付さなければならない。

(業務方法書)

第七十一条 資金清算機関は、業務方法書の定めるところにより、資金清算業を行わなければならぬ。

2 業務方法書には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 資金清算業の対象とする債務の起因となる取引の種類

二 資金清算業の相手方とする者(以下この章において「清算参加者」という。)の要件に関する事項

三 資金清算業として行う債務の引受け、更改その他の方法に関する事項

四 清算参加者の債務の履行の確保に関する事項

五 資金清算業の継続的遂行の確保に関する事項

六 資金清算業及びこれに関連する業務を行う場合にあっては、当該業務が資金清算業の適正かつ確実な遂行を妨げないことを確保するための措置に関する事項

七 資金清算業の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託による業務を適正かつ確実に遂行させることを確保するための体制の整備に関する事項

八 資金清算業に関する契約であつて内閣府令で定める重要な事項を内容とするものを、外国人又は外国の法令に準拠して設立された法人を相手方として締結する場合にあっては、その旨

(資金清算業の適切な遂行を確保するための措置)

第七十二条 資金清算機関は、資金清算業により損失が生じた場合に清算参加者が当該損失の全部を負担する旨を業務方法書において定めることその他の資金清算業の適切な遂行を確保するための措置を講じなければならない。

(未決済債務等の決済)

第七十三条 資金清算機関が業務方法書で未決済債務等について差引計算の方法、担保の充當の方法その他の決済の方法を定めている場合において、清算参加者に破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続又は承認援助手続が開始されたときは、これらの手続の関係において、未決済

債務等に関する資金清算機関又は当該清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、当該業務方法書の定めに従うものとする。

2 前項の「未決済債務等」とは、資金清算業として清算参加者から引受け、更改その他の方法により負担した債務、当該債務を負担した対価として当該清算参加者に対して取得した債権(当該債務と同一の内容を有するものに限る。)及び担保をいう。

3 破産手続、再生手続又は更生手続において、資金清算機関が有する第一項に規定する請求権は破産債権、再生債権又は更生債権とし、清算参加者が有する同項に規定する請求権は破産財団、再生債務者財産又は更生会社財産若しくは更生協同組織金融機関財産に属する財産とする。

(秘密保持義務等)

第七十四条 資金清算機関の取締役等(取締役等が法人であるときは、その職務を行うべき者。次項において同じ。)若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、資金清算業又はこれに関連する業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 資金清算機関の取締役等若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、資金清算業及びこれに関連する業務の実施に際して知り得た情報を、資金清算業及びこれに関連する業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

3 前二項の規定は、第七十条第一項の規定により委託を受けた者(その者が法人であつては、その役員)若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者又はこれらの人者であつた者について準用する。

第七十五条 資金清算機関は、資金清算業に關し特定の者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

第三節 監督

(定款又は業務方法書の変更の認可)

第七十六条 資金清算機関は、定款又は業務方法書を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(資本金の額等の変更の届出)

第七十七条 資金清算機関は、第六十五条第一項第二号に掲げる事項(純資産額を除く。)又は同項第三号から第五号までに掲げる事項のいずれかに変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(帳簿書類)

第七十八条 資金清算機関は、内閣府令で定めるところにより、その資金清算業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(報告書)

第七十九条 資金清算機関は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、資金清算業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(立入検査等)

第八十条 内閣総理大臣は、資金清算業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、資金清算機関に對し当該資金清算機関の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該資金清算機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

該職員に当該資金清算機関から業務の委託を受けた者の施設に立ち入りさせ、当該資金清算機関の必要の限度において、当該資金清算機関から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下この条において同じ。)に対し当該資金清算機関の業務若しくは財産の状況に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該資金清算機関から業務の委託を受けた者の施設に立ち入りさせ、当該資金清算機関の

業務若しくは財産の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができること。

3 前項の資金清算機関から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。

(業務改善命令) 内閣総理大臣は、資金清算機関が第六十四条第一項の免許を受けた時点で、その必要の限度において、資金清算機関に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(免許の取消し等)

第八十二条 内閣総理大臣は、資金清算機関が第六十四条第一項の免許を受けた時点で、第六十六条第二項各号のいずれかに該当していたことが判明したときは、第六十四条第一項の免許を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、資金清算機関がこの法律に基づく命令又はこれらに基づく命令又は第六十九条第一項ただし書の承認を取り消したときは、第六十四条第一項の免許若しくは第六十九条第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその取締役等の解任を命ずることができる。

第四節 雜則

(解散等の認可)

第八十三条 資金清算機関の資金清算業の廃止又は解散の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財務大臣への協議) 第八十四条 内閣総理大臣は、資金清算機関に対し次に掲げる处分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるとときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一 第八十二条第一項又は第二項の規定による第六十四条第一項の免許の取消し
二 第八十二条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令
(財務大臣への通知)

第八十五条 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一 第六十四条第一項の規定による免許
(日本銀行からの意見聴取)
二 第八十二条第一項又は第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令
三 第八十二条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令
四 第八十三条の規定による認可

第五章 認定資金決済事業者協会の認定)
第八十七条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前払式支払手段発行者、資金移動業者、電子決済手段等取引業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、その申請により、次条に規定する業務(以下この章において「認定業務」という。)を行う者として認定することができる。
一 前払式支払手段(第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。以下この章において同じ。)の発行の業務、資金移動業、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業の適切な実施を確保し、並びにこれらの健全な発展及び利用者(第十条第一項第四号に規定する加盟店を含む。以下この章において同じ。)の利益の保護に資することを目的とすること。
二 前払式支払手段発行者、資金移動業者、電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者を社員(以下この章において「会員」という。)とする旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。
四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。

(認定資金決済事業者協会の業務)

一 会員が前払式支払手段の発行の業務、資金移動業、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業を行なうに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二 会員の行う前払式支払手段の発行の業務、資金移動業、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 会員の行う前払式支払手段の発行の業務、資金移動業、電子決済手段等取引業の適正化及びその取り扱う情報の適切な管理を図るために必要な規則の制定

四 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 前払式支払手段、資金移動業、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六 会員の行う前払式支払手段の発行の業務、資金移動業、電子決済手段等取引業に關する利用者からの苦情の処理

七 前払式支払手段、資金移動業、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業の利用者に対する広報その他の認定資金決済事業者協会の目的を達成するために必要な業務

八 前各号に掲げるもののほか、前払式支払手段の発行の業務、資金移動業、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業の健全な発展及びこれらの利用者の保護に資する業務

九 (会員名簿の縦覧等) 認定資金決済事業者協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

二 認定資金決済事業者協会でない者は、その名称中に、認定資金決済事業者協会と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

三 認定資金決済事業者協会の会員でない者は、その名称中に、認定資金決済事業者協会の会員と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(会員に関する情報の利用者への周知等)

第九十条 前払式支払手段発行者をその会員とする認定資金決済事業者協会は、前払式支払手段発行者である会員から第十三条第一項第四号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項について当該前払式支払手段の利用者への周知を求められた場合には、当該事項を当該前払式支払手段の利用者に周知しなければならない。

二 認定資金決済事業者協会は、第九十七条の規定により内閣総理大臣から提供を受けた情報のうち利用者の保護に資する情報について、前払式支払手段、資金移動業、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業の利用者に提供できるようしなければならない。

(利用者からの苦情に関する対応) 第九十二条 前払式支払手段、資金移動業、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業の利用者から会員の行う前払式支払手段の発行の業務、資金移動業、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

二 認定資金決済事業者協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

- 3 会員は、認定資金決済事業者協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
- 4 認定資金決済事業者協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。
- 5 第一項の規定は、認定資金決済事業者協会が第九十九条第一項の規定による指定を受けている場合において、第一項の申出が当該指定に係る紛争解決等業務の種別に関する苦情に係るものであるときは、適用しない。
(認定資金決済事業者協会への報告等)
- 第九十二条** 会員は、前払式支払手段発行者、資金移動業者、電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者が行つた利用者の保護に欠ける行為に関する情報その他の利用者の利益を保護するため必要な情報として内閣府令で定めるものを取得したときは、これを認定資金決済事業者協会に報告しなければならない。
- 2 認定資金決済事業者協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該情報を提供しなければならない。
(秘密保持義務等)
- 第九十三条** 認定資金決済事業者協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない。
- 2 認定資金決済事業者協会の役員若しくは職員又はこれらに相当する者(以下「会員」という)は、その職務に関して知り得た情報を、認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。
(定款の必要的記載事項)
- 第九十四条** 一般社団法人及び一般財團法人に規定する法律第十一条第一項各号に掲げる事項及び第八十七条第二号に規定する定款の定めのほか、認定資金決済事業者協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく处分又は第八十八条第三号の規則に違反した会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。
- (立入検査等)
- 第九十五条** 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定資金決済事業者協会に対し、その業務若しくは財産に関するべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該認定資金決済事業者協会の事務所に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に関する質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
(認定資金決済事業者協会に対する監督命令等)
- 第九十六条** 内閣総理大臣は、認定業務の運営に関する改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定資金決済事業者協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 第九十七条** 内閣総理大臣は、認定資金決済事業者協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
(認定資金決済事業者協会への情報提供)
- 第九十八条** 内閣総理大臣は、認定資金決済事業者協会の求めに応じ、認定資金決済事業者協会が認定業務を適正に行うために必要な限度において、前払式支払手段発行者、資金移動業者、電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者に関する情報であつて認定業務に資するものとして内閣府令で定める情報を提供することができる。
(公告)
- 第六章 指定紛争解決機関**
- 第九十九条** 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行ふ者として、指定することができます。

- 2 関係業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聽取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。
- 一 法人(人格のない社団又は財團で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。)であること。
- 二 次条第一項の規定によりこの項の指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者ないこと。
- 三 この法律、銀行法等若しくは弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)又はこれらに相当する外國の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者。
- 四 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。
- イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者
- ハ 拘禁刑以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ニ 次条第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一年以内にその法人の役員(外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。ニにおいて同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者
- ホ この法律、銀行法等若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ヘ 紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。
- 六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 七 紛争解決等業務の実施に関する規程(以下この章において「業務規程」という。)が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。
- 八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約(紛争解決等業務の実施を内容とする契約をいう。以下この章において同じ。)の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(第一百一条第一項において読み替えて準用する同法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに第一百一条第一項において読み替えて準用する同法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた資金移動業者等関係業者、資金移動業者、電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者をいう。以下の章において同じ。)の数の資金移動業等関係業者の総数に占める割合が政令で定める割合となつたこと。
- 九 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、資金移動業等関係業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聽取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならぬ。

第五十二条の二	第五十二条の六十二第	資金決済に関する法律第九十九条第一項第五号から第七号ま
八十二第二項	一項第五号から第七号までに掲げる要件(一)	第一号
第一項第五号	又は第五十二条の六十又は同法第九十九条第一項第五号	二第一項第五号

第七章 雜則

(検査職員の証明書の携帯)

第一百二条 第二十四条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項若しくは第二項、第六十二条の二第一項若しくは第二項、第六十三条の十五第一項若しくは第二項、第六十三条の三十五第一項若しくは第二項、第八十条第一項若しくは第二項又は第九十五条の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 前項に規定する各規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(財務大臣への資料提出等)

第一百三条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する前払式支払手段発行者、資金移動業者、電子決済手段等取引業者、暗号資産交換業者、為替取引分析業者(第二条第十八条項第一号に掲げる行為を業として行う者を除く。次項において同じ。)又は資金清算機関に係る制度の企画又は立案をするために必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する前払式支払手段発行者、資金移動業者、電子決済手段等取引業者、暗号資産交換業者、為替取引分析業者又は資金清算機関に係る制度の企画又は立案をするために必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(内閣府令への委任)

第一百四条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(罰則)

第一百五条 この法律(第四章を除く。以下この条において同じ。)に定めるもののほか、この法律を実施するために必要な事項は、内閣府令で定める。

(経過措置)

第一百六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(第八章 罰則)

第一百七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七条の登録を受けないで第三者型前払式支払手段(第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段をいう。第三号において同じ。)の発行の業務を行つたとき。

二 不正の手段により第七条、第三十七条、第六十二条の三若しくは第六十三条の二の登録又は

第四十一条第一項若しくは第六十二条の七第一項の変更登録を受けたとき。

三 第十二条の規定に違反して、他人に第三者型前払式支払手段の発行の業務を行わせたとき。

四 第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する第五十六条第一項の規定による特定資金移動業の廃止の命令に違反したとき。

五 第三十七条の二第三項の規定による届出をしないで特定資金移動業を営み、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の規定により当該届出に添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

六 第四十二条第一項の変更登録を受けないで新たな種別の資金移動業を営んだとき。

七 第四十二条の規定に違反して、他人に資金移動業を営んだとき。

八 第六十二条の三の規定に違反して、同条の登録を受けないで電子決済手段等取引業を行つたとき。

九 第六十二条の七第一項の変更登録を受けないで新たな種別の電子決済手段等取引業を行つたとき。

十 第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令に違反したとき。

十一 第六十二条の九の規定に違反して、他人に電子決済手段等取引業を行わせたとき。

十二 第六十三条の二の登録を受けないで暗号資産交換業を行つたとき。

十三 第六十三条の七の規定に違反して、他人に暗号資産交換業を行わせたとき。

十四 第六十三条の二十三の規定に違反して、同条の許可を受けないで為替取引分析業を行つたとき。

十五 不正の手段により第六十三条の二十三又は第六十三条の三十三第一項の許可を受けたとき。

十六 第六十三条の二十六の規定に違反して、他人に為替取引分析業を行わせたとき。

十七 第六十三条の三十三第一項の許可を受けないで新たな種別の為替取引分析業を行つたとき。

十八 第六十四条第一項の規定に違反して、同項の免許を受けないで資金清算業を行つたとき。

十九 不正の手段により第六十四条第一項の免許を受けたとき。

二十 第六十三条の二十六の規定に違反して、他人に為替取引分析業を行つたとき。

二十一 第六十三条の九の規定に違反して、他人に電子決済手段等取引業を行つたとき。

二十二 第六十三条の三十三第一項の許可を受けないで新たな種別の為替取引分析業を行つたとき。

二十三 第六十三条の二の登録を受けないで暗号資産交換業を行つたとき。

二十四 第六十三条の二十三の規定に違反して、同条の許可を受けないで為替取引分析業を行つたとき。

二十五 第六十三条第一項の規定による資金移動業の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

二十六 第六十二条の十四第一項の規定に違反して、利用者の電子決済手段を自己の電子決済手段と分別して管理しなかつたとき。

二十七 第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

二十八 第六十三条の十一第一項の規定に違反して利用者の金銭を自己の金銭と分別して管理せず、若しくは信託しなかつたとき、又は同条第二項前段の規定に違反して利用者の暗号資産を自己の暗号資産と分別して管理しなかつたとき。

二十九 第六十三条の十一の二第二項前段の規定に違反して、履行保証暗号資産(同項に規定する履行保証暗号資産をいう。以下この号において同じ。)を保有せざり、又は履行保証暗号資産を履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理しなかつたとき。

三十 第六十三条の十七第一項の規定による暗号資産交換業の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

三十一 第六十三条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

三十二 第八十二条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

三十三 第九十六条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

三十四 第六十三条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

三十五 第二十二条第二項、第六十一条第三項、第六十二条の二十五第三項若しくは第六十三条の二十一第三項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をしたとき。

三十六 第三十七条の二第三項の規定による届出をしないで特定資金移動業を営み、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の規定により当該届出に添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

九 第八十九条第三項の規定に違反して、その名称中に認定資金決済事業者協会の会員（第八十七条第二号に規定する会員をいう。以下同じ。）と誤認されるおそれのある文字を用いたとき。

十 第百条第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

第一百五条 法人（人格のない社団又は財團であつて代表者は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは代理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百八条（第一号及び第十号を除く。）三億円以下の罰金刑

二 第百九条（第一号を除く。）二億円以下の罰金刑

三 第百十条又は第百十二条（第一号、第二号及び第九号から第十六号までを除く。）一億円以下の罰金刑

四 第百七条、第一百八条第一号若しくは第十号、第一百九条第一号、第一百二十一条第一号、第二号若しくは第九号から第十六号まで、第一百十三条又は前条各本条の罰金刑

二 人格のない社団又は財團について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団又は財團を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第一百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第二十条第四項、第六十一条第七項、第六十二条の二十五第七項又は第六十三条の二十第七項において準用する会社法第九百四十二条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつた者

二 第二十条第四項、第六十一条第七項、第六十二条の二十五第七項若しくは第六十三条の二十第七項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 正當な理由がないのに、第二十条第四項、第六十一条第七項、第六十二条の二十五第七項又は第六十三条の二十第七項において準用する会社法第九百五十五条第二項各号又は第九百五十一条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

二 正當な理由がないのに第八十九条第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者

一 第三十一条第一項、第六十一条第一項若しくは第四項、第六十二条の二十五第一項若しくは第五项若しくは第六十三条の二十第七項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 正當な理由がないのに第八十九条第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者

一 第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第八十九条第二項の規定に違反して、その名称中に認定資金決済事業者協会と誤認されるおそれのある文字を用いた者

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）は、廃止する。

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に前条の規定による廃止前の前払式証票の規制等に関する法律（以下「旧法」という。）第二条第一項に規定する前払式証票（以下單に「前払式証票」という。）以外の前払式支払手段（第三条第一項に規定する前払式証票（以下單に「前払式支払手段」という。）の発行の業務の全部を廃止した者（以下この条において「発行廃止者」といいう。）については、当該発行の業務の全部を廃止した前払式支払手段に関する法律（前払式支払手段発行者に係る経過措置）

適用しない。ただし、発行廃止者が施行日以後再び当該前払式支払手段の発行の業務を開始したときは、その発行の業務を開始した日以後においては、この限りでない。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項の届出をしている者（旧法第五条第三項の規定による届出をした者で、施行日の直前の基準日（第三条第二項に規定する基準日をいう。以下同じ。）におけるその発行した自家発行型前払式証票（旧法第二条第四項に規定する自家発行型前払式証票をいう。）の基準日未使用残高（旧法第二条第二項に規定する基準日未使用残高をいう。）が基準額（第十四条第一項に規定する基準額をいう。以下同じ。）を超えるものを含む。）は、施行日において自家型発行者（第三条第六項に規定する自家型発行者をいう。以下同じ。）となつたものとみなす。

2 前項の規定により自家型発行者となつたものとみなされる者は、施行日以後最初に到来する基準日から起算して内閣府令で定める期間を経過する日までに第五条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第六条の登録を受けている法人は、施行日において第三者型発行者（第三条第七項に規定する第三者型発行者をいう。以下同じ。）となつたものとみなす。

2 前項の規定により第三者型発行者となつたものとみなされる法人は、施行日以後最初に到来する基準日から起算して内閣府令で定める期間を経過する日までに第八条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による書類の提出があつたときは、当該書類に記載された第八条第一項各号に掲げる事項及び第九条第一項第二号に掲げる事項を第三者型発行者登録簿に登録するものとする。

4 第一項の規定により第三者型発行者となつたものとみなされる法人に係る第二十七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第十条第一項各号」とあるのは、「第十条第一項第六号又は第九号」とする。

第六条 旧法第二十七条の規定により旧法第一条第七項に規定する第三者型発行者とみなされている者は、その発行した前払式証票の債務の履行を完了する目的の範囲内においては、第三者型発行者とみなして、この法律の規定を適用する。

第七条 この法律の施行の際現に自家型前払式支払手段（第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段をいう。）のみの発行の業務を行つている者（附則第四条第一項の規定により自家型発行者となつたものとみなされる者を除く。）に対する第五条第一項の規定の適用については、同項中「その発行を開始してから」とあるのは、「この法律の施行の日以後において」とする。

第八条 この法律の施行の際現に第三者型前払式支払手段（第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段をいう。）の発行の業務を行つている者（附則第五条第一項の規定により第三者型発行者となつたものとみなされる者を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第十条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第二十七条第一項の規定により当該業務の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第七条の規定にかかわらず、当該業務を行うことができる。

2 前項の規定により第三者型前払式支払手段の発行の業務を行うことができる場合においては、その者を第三者型発行者とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第二十七条第一項中「第七条の登録を取り消し」とあるのは、「第三者型前払式支払手段の発行の業務の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

3 前項の規定により読み替えて適用される第二十七条第一項の規定により第三者型前払式支払手段の発行の業務の廃止を命じられた場合におけるこの法律の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により第七条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による同条の登録の取消しの日とみなす。

第九条 施行日から六月を経過する日において前条第一項の規定の適用を受けて第三者型前払式支払手段の発行の業務を行つている者で、施行日以後最初に到来する基準日における基準日未使用

残高（第三条第一項に規定する基準日未使用残高をいう。以下同じ。）が基準額を下回らない範囲内で政令で定める額以下のものは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合には、施行日から六月を経過した日以後施行日から三年を経過する日までの間（当該期間内に第十条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は第三項の規定により読み替えて適用される第二十七条第一項の規定により当該業務の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間とし、施行日以後最初に到来する基準日の翌日以後の各基準期間（第三条第八項に規定する基準期間を下回らない範囲内で政令で定める額を超えることとなつたときは、当該超えることとなつた基準期間の末日までの間とする。）は、第七条の規定にかかるわらず、当該業務を行うことができる。一 法人でないこと又は外国の法令に準拠して設立された法人であつて、国内に営業所若しくは事務所を有しないものであること。

二 この法律の公布の日以前から第三者型前払式支払手段の発行の業務を行つていること。

三 施行日以後最初に到来する基準日の翌日以後の各基準期間における第二十三条第一項第一号に掲げる額が基準額を下回らない範囲内で政令で定める額を超えないこと。

四 前項の規定の適用を受けて第三者型前払式支払手段の発行の業務を行う者は、施行日から六月を経過した日から内閣府令で定める期間を経過する日までに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 氏名、商号又は名称及び住所

二 前払式支払手段の発行の業務に係る営業所又は事務所の名称及び所在地

三 人格のない社団又は財団又は附帯して、その代表者又は管理人の氏名

四 発行する前払式支払手段の種類、名称及び支払可能金額等（第三条第三項に規定する支払可能金額等をいう。）

五 六 その他内閣府令で定める事項

七 第一項の規定により第三者型前払式支払手段の発行の業務を行つている者は、その者を第三者型前払式支払手段の発行の業務の廃止を命じられた場合においては、当該廃止を命じられた日以後最初に到来する基準日における基準日未使用残高

八 第七条の登録を取り消し」とあるのは、「第三者型前払式支払手段の発行の業務の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

九 前条第三項の規定は、前項の規定により読み替えて適用される第二十七条第一項の規定により第三者型前払式支払手段の発行の業務を行つている者は、その者を第三者型前払式支払手段の発行の業務の廃止を命じられた場合について適用する。

十 第十三条 第十三条の規定は、施行日以後発行する前払式支払手段について適用する。

十一 第十四条から第十九条まで、第三十一条及び第三十二条の規定は、施行日以後最初に到来する基準日から適用し、当該基準日前における前払式証票に係る供託及び当該前払式証票の所持者の権利の実行については、なお従前の例による。

十二 旧法第十三条第一項（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により供託した発行保証金は、第十四条第一項の規定により供託した発行保証金とみなす。

十三 この法律の施行の際現に前払式証票（旧法附則第七条第三項に規定する前払式証票を除く。）以外の前払式支払手段の発行の業務を行つている者（次項において「供託対象外発行者」といふ。）が発行した当該前払式支払手段に係る第十四条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一」とあるのは、次の表の上欄に掲げる基準日について、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

十四 供託対象外発行者が施行日前に発行した前払式支払手段と施行日以後に発行する前払式支払手段を区分している場合には、当該供託対象外発行者が発行した前払式支払手段に係る第十四条第一項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第一項中「基準日未使用残高」とあるのは、「施行日以後に発行した前払式支払手段に係る基準日未使用残高」とする。

施行日以後最初に到来する基準日	六分の一
施行日以後二回目に到来する基準日	六分の二

十五 供託対象外発行者が施行日前に発行した前払式支払手段と施行日以後に発行する前払式支払手段を区分している場合には、当該供託対象外発行者が発行した前払式支払手段に係る第十四条第一項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第一項中「基準日未使用残高」とあるのは、「施行日以後に発行した前払式支払手段に係る基準日未使用残高」とする。

第十二条 第二十三条の規定は、施行日以後到来する基準日に係る同条第一項に規定する報告書について適用し、当該基準日前の基準日に係る旧法第十七条第一項に規定する報告書については、なお従前の例による。

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第四条第二項若しくは第五条第二項の書類の提出をせず、又は虚偽の記載をして提出した者

二 附則第九条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の記載をして届出をした者

三 法人（人格のない社団又は財団であつて代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは代理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

四 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

五 人格のない社団又は財団について前項の規定が相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律の相当の規定によってしたものとみなす。

第六条 この法律の施行の際現に資金清算業を行つている者（銀行等及び日本銀行を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第六十四条第一項の免許の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第八十二条第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第六十四条第一項の規定にかかるわらず、資金清算業を行うことができる。

第七条 この法律の施行前にした旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものとみなす。

第八条 この法律の施行に資金清算業を行つてゐる者（銀行等及び日本銀行を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第六十四条第一項の免許の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第八十二条第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第六十四条第一項の規定にかかるわらず、資金清算業を行うことができる。

第九条 この法律の施行に資金清算業を行つてゐる者（銀行等及び日本銀行を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第六十四条第一項の免許の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第八十二条第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第六十四条第一項の規定にかかるわらず、資金清算業を行うことができる。

第十条 この法律の施行に資金清算業を行つてゐる者（銀行等及び日本銀行を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第六十四条第一項の免許の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第八十二条第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第六十四条第一項の規定にかかるわらず、資金清算業を行うことができる。

第十一条 この法律の施行に資金清算業を行つてゐる者（銀行等及び日本銀行を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第六十四条第一項の免許の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第八十二条第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第六十四条第一項の規定にかかるわらず、資金清算業を行うことができる。

第十二条 この法律の施行に資金清算業を行つてゐる者（銀行等及び日本銀行を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第六十四条第一項の免許の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第八十二条第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第六十四条第一項の規定にかかるわらず、資金清算業を行うことができる。

第十三条 この法律の施行に資金清算業を行つてゐる者（銀行等及び日本銀行を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第六十四条第一項の免許の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第八十二条第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第六十四条第一項の規定にかかるわらず、資金清算業を行うことができる。

第十四条 この法律の施行に資金清算業を行つてゐる者（銀行等及び日本銀行を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第六十四条第一項の免許の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第八十二条第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第六十四条第一項の規定にかかるわらず、資金清算業を行うことができる。

第十五条 この法律の施行に資金清算業を行つてゐる者（銀行等及び日本銀行を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第六十四条第一項の免許の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第八十二条第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第六十四条第一項の規定にかかるわらず、資金清算業を行うことができる。

第十六条 この法律の施行に資金清算業を行つてゐる者（銀行等及び日本銀行を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第六十四条第一項の免許の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第八十二条第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第六十四条第一項の規定にかかるわらず、資金清算業を行うことができる。

第十七条 この法律の施行に資金清算業を行つてゐる者（銀行等及び日本銀行を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第六十四条第一項の免許の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第八十二条第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第六十四条第一項の規定にかかるわらず、資金清算業を行うことができる。

第十八条 この法律の施行に資金清算業を行つてゐる者（銀行等及び日本銀行を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第六十四条第一項の免許の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第八十二条第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第六十四条第一項の規定にかかるわらず、資金清算業を行うことができる。

第十九条 この法律の施行に資金清算業を行つてゐる者（銀行等及び日本銀行を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第六十四条第一項の免許の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第八十二条第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第六十四条第一項の規定にかかるわらず、資金清算業を行うことができる。

第二十条 この法律の施行に資金清算業を行つてゐる者（銀行等及び日本銀行を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第六十四条第一項の免許の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第八十二条第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第六十四条第一項の規定にかかるわらず、資金清算業を行うことができる。

第二十一条 この法律の施行に資金清算業を行つてゐる者（銀行等及び日本銀行を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第六十四条第一項の免許の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第八十二条第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第六十四条第一項の規定にかかるわらず、資金清算業を行うことができる。

第二十二条 この法律の施行に資金清算業を行つてゐる者（銀行等及び日本銀行を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第六十四条第一項の免許の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第八十二条第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第六十四条第一項の規定にかかるわらず、資金清算業を行うことができる。

第二十三条 この法律の施行に資金清算業を行つてゐる者（銀行等及び日本銀行を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第六十四条第一項の免許の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第八十二条第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第六十四条第一項の規定にかかるわらず、資金清算業を行うことができる。

第二十四条 この法律の施行前にした旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものとみなす。

第二十五条 この法律の施行前にした旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものとみなす。

第二十六条 この法律の施行に資金清算業を行つてゐる者（銀行等及び日本銀行を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第六十四条第一項の免許の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第八十二条第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第六十四条第一項の規定にかかるわらず、資金清算業を行うことができる。

第二十七条 この法律の施行に資金清算業を行つてゐる者（銀行等及び日本銀行を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第六十四条第一項の免許の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第八十二条第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第六十四条第一項の規定にかかるわらず、資金清算業を行うことができる。

第二十八条 この法律の施行に資金清算業を行つてゐる者（銀行等及び日本銀行を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第六十四条第一項の免許の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第八十二条第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第六十四条第一項の規定にかかるわらず、資金清算業を行うことができる。

第二十九条 この法律の施行に資金清算業を行つてゐる者（銀行等及び日本銀行を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第六十四条第一項の免許の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第八十二条第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第六十四条第一項の規定にかかるわらず、資金清算業を行うことができる。

第三十条 この法律の施行に資金清算業を行つてゐる者（銀行等及び日本銀行を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第六十四条第一項の免許の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第八十二条第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第六十四条第一項の規定にかかるわらず、資金清算業を行うことができる。

第三十一条 この法律の施行に資金清算業を行つてゐる者（銀行等及び日本銀行を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第六十四条第一項の免許の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第八十二条第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第六十四条第一項の規定にかかるわらず、資金清算業を行うことができる。

第三十二条 この法律の施行に資金清算業を行つてゐる者（銀行等及び日本銀行を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第六十四条第一項の免許の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第八十二条第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第六十四条第一項の規定にかかるわらず、資金清算業を行うことができる。

第三十三条 この法律の施行に資金清算業を行つてゐる者（銀行等及び日本銀行を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に第六十四条第一項の免許の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第八十二条第二項の規定により資金清算業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第六十四条第一項の規定にかかるわらず、資金清算業を行うことができる。

第三十四条 この法律の施行前にした旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものとみなす。

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令への委任）

第三十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、資金清算事業者協会又は認定資金清算事業者協会又は認定資金清算事業者協会の会員であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、第八十九条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三十七条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3

前二項の規定により暗号資産管理業務を行うことができる場合においては、その者を暗号資産交換業者（新資金決済法第二条第八項に規定する暗号資産交換業者をいう。附則第五条において同じ。）とみなして、新資金決済法及び附則第二十四条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号。附則第十条第三項において「新犯罪収益移転防止法」という。）の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を適用する。この場合において、新資金決済法第六十三条の十七第一項中「第六十三条の二の登録を取り消し」とあるのは、「暗号資産管理業務（情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）附則第二条第一項に規定する暗号資産管理業務をいう。）の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

前項の規定により読み替えて適用される新資金決済法第六十三条の十七第一項の規定により暗号資産管理業務の全部の廃止を命じられた場合における新資金決済法第六十三条の二の登録を取り消された者は、当該廃止を命じられた日を同項の規定による同条の登録の取消しの日とみなす。

第三条 前条第一項の規定により暗号資産管理業務を行うことができる者は、施行日から起算して一週間以内に、その商号及び住所を内閣総理大臣に届け出なければならない。

前条第一項の規定により暗号資産管理業務を行うことができる者が前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、同条第一項の規定は、その者については、前項に規定する期間を経過した日以後は、適用しない。

第四条 この法律の施行の際現に旧資金決済法第六十三条の二の登録を受けている者は、附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされた旧資金決済法第六十三条の二の登録を受けたものとみなす。

旧資金決済法第六十三条の四第一項の規定による仮想通貨交換業者登録簿は、新資金決済法第六十三条の四第一項の規定による暗号資産交換業者登録簿とみなす。

第五条 旧資金決済法第六十三条の二十一の規定により仮想通貨交換業者（旧資金決済法第二条第八項に規定する仮想通貨交換業者をいう。次条において同じ。）とみなされていた者は、その行う仮想通貨の交換等（旧資金決済法第二条第七項に規定する仮想通貨の交換等をいう。）に関し負担する債務の履行を完了し、かつ、その行う仮想通貨交換業（同項に規定する仮想通貨交換業をいう。）に関し管理する利用者の財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、暗号資産交換業者とみなして、新資金決済法の規定を適用する。

第六条 この法律の施行の際現に旧資金決済法第八十七条の規定による認定を受けている一般社団法人（次条の規定によりなお従前の例によることとされた旧資金決済法第八十七条の規定による認定を受けた一般社団法人を含み、仮想通貨交換業者をその社員とするものに限る。）は、新資金決済法第八十七条の規定による認定を受けたものとみなす。

第七条 この法律の施行前にされた、次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。一 旧資金決済法第六十三条の二の登録の申請であつて、この法律の施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないもの
二 旧資金決済法第八十七条の規定による認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をすらかどかの処分がされていないもの

第八条 この法律の施行前にした旧資金決済法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新資金決済法の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新資金決済法の相当の規定によつてしたものとみなす。

（権限の委任）

第十三条 内閣総理大臣は、附則第三条第一項及び第十一条第一項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(資金決済に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第二十八条 施行日が成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、第一条のうち資金決済に関する法律第六十三条の五第一項第十号の改正規定中「同号イ中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同号ニ」とあるのは、「同号ニ」とする。

2 前項の場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第三十九条のうち資金決済に関する法律第六十三条の五第一項第十号イの改正規定中「第六十三条の五第一項第十号イ」とあるのは、「第六十三条の五第一項第十号イ」と、「仮想通貨交換業」とあるのは、「暗号資産交換業」とする。

(罰則に関する経過措置)

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第三十二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和元年六月一四日法律第三七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第二百七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第二百四十三条、第二百四十九条、第二百五十一条、第二百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第二百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定公布の日

二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百十二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百十六条、第一百十九条、第一百二十一条、第一百二十三条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二百九条までの規定）公布の日から起算して六月を経過した日

(行政手の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項そ

の他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討) 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和二年六月一二日法律第五〇号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 附則第二十七条の規定(公布の日)

二 第三条中金融商品取引法第一百五十六条の六十三から第五十六条の六十六までの改正規定、同法第一百五十六条の七十四第一項第一号の改正規定、同法第一百五十六条の七十五の改正規定、同法第一百九十八条の六の改正規定及び同法第二百八条第二十六号の二の改正規定並びに第十四条の規定並びに附則第三条から第十六条まで、第二十条(登録免許税法(昭和四十二年法律第四十五号)別表第一第四十九号の改正規定に限る)、第二十一条(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の十二の項の改正規定に限る)、第二十五条(金融庁設置法(平成三十年法律第三百三十号)第四条第一項第三号ナの改正規定に限る)及び第二十六条の規定(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日)

(資金決済に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第二条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第十四条の規定による改正前の資金決済に関する法律(以下「旧資金決済法」という)第五条第一項の届出書を提出している自家型発行者(資金決済に関する法律第三条第六項に規定する自家型発行者をいう)は、第十四条の規定による改正後の資金決済に関する法律(以下「新資金決済法」という)第五条第一項の届出書を提出したものとみなす。

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にされた、資金決済に関する法律第七条の登録の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないものにについての処分については、なお従前の例による。

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧資金決済法第十六条第一項の承認を受けている者は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「第一号施行日」という)に新資金決済法第十六条第一項の届出をしたものとみなす。

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧資金決済法第三十条第二項の届出書を提出している者は、新資金決済法第三十条第二項の届出書を提出したものとみなす。

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けている者は、(次条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十七条の登録を受けた者を含む)は、第二种資金移動業(新資金決済法第三十六条の二第二項に規定する第二種資金移動業をいう。以下同じ。)を営む資金移動業者(資金決済に関する法律第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。附則第十三条において同じ。)として同法第三十七条の登録を受けたものとみなす。

2 前項の規定により資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けたものとみなされる者(以下「みなし登録第二種業者」という。)は、内閣府令で定める期間内に新資金決済法第三十八条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新資金決済法第三十八条第一項各号に掲げる事項を資金移動業者登録簿に登録するものとする。

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にされた、資金決済に関する法律第三十七条の登録の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第九条 みなし登録第二種業者が営む第二種資金移動業については、新資金決済法第四十三条から第四十五条まで、第四十七条及び第五十八条の二の規定は、第二号施行日の直前の旧資金決済法第四十三条第一項に規定する基準日の翌日から起算して一週間を経過する日から適用し、同日前におけるみなし登録第二種業者が営む第二種資金移動業に係る履行保証金の供託については、なお従前の例による。

第十条 みなし登録第二種業者が旧資金決済法第四十三条第一項(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む)の規定により供託した履行保証金は、新資金決済法第四十三条第一項の規定により供託した第二種資金移動業に係る履行保証金とみなす。

2 みなし登録第二種業者が営む第二種資金移動業についての新資金決済法第四十三条第一項第二号の規定の適用については、第二号施行日において、同号に規定する一週間以内で資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間を一週間と、同号に規定する一週間以内で内閣府令で定める期間において資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間を当該内閣府令で定める期間と同一の期間と、それぞれ定めたものとみなす。

第十二条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に締結されている旧資金決済法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約は、新資金決済法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約(第二種資金移動業に係るものに限る。)とみなす。

第十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧資金決済法第四十五条第一項の承認を受けて第二号施行日に新資金決済法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約(第二種資金移動業に係るものに限る。)とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧資金決済法第四十五条第一項の承認を受けて第二号施行日に新資金決済法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約(第二種資金移動業に係るものに限る。)とみなす。

3 前項の規定により新資金決済法第四十五条第一項の届出をしたものとみなされるみなし登録第二種業者(次項において「信託契約みなし登録第二種業者」という。)が営む第二種資金移動業についての新資金決済法第四十五条第一項第二号の規定の適用については、附則第十条第二項の規定にかかわらず、第二号施行日において、同号に規定する一週間以内で資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間及び同号に規定する一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間を、それぞれ一営業日と定めたものとみなす。

4 信託契約みなし登録第二種業者については、附則第九条の規定は、適用しない。

第十三条 旧資金決済法第六十二条の規定により資金移動業者とみなされていた者は、その行う為替取引に關し負担する債務の履行を完了する目的の範囲内においては、第二種資金移動業のみを営む資金移動業者とみなして、新資金決済法の規定を適用する。

第十四条 附則第七条第二項の書類の提出をせず、又は虚偽の記載をして提出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人(人格のない社団又は財団であつて代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは代理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、

3 その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

第十五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした旧資金決済法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新資金決済法の規定に相当の規定があるもの

第六十七条 この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

五第三号及び第四号の改正規定、第十四条中保険業法第九十九条第八項の改正規定、同法第百一条の五の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定、同法第三百条の二の改正規定（に対する誠実義務）を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）並びに同法第三百十五条规定第四号及び第五号、第三百十六条の二第一号、第三百十七条の二第八号並びに第三百十九条第四号から第六号まで及び第十二号の改正規定、第十六条の規定、第十七条中農林中央金庫法第四十九条の三、第五十九条の七、第九十五条の五並びに第九十九条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十八条（信託業法第二十四条の二の改正規定（に対する誠実義務）を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分に限る。）を除く。）の規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条、第五十六条第五項並びに第七十四条第三号及び第四号の改正規定並びに附則第九条、第十八条から第二十二条まで、第二十三条（第一項を除く。）、第二十四条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条及び第五十七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日